

—第 3 編 風水害等対策編—

第1章 総論

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻等に起因する風水害等による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平常時から災害予防対策、災害時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 市域の保全

台風や集中豪雨、竜巻等の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じ、市域の保全を図っていくものとする。

1 治水

河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与える等大災害を発生する原因となっており、ひとたび河川が氾濫すると、被害は多大なものとなる。そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、次の対策を講じている。

- (1) 降雨時の排水能力を高め、浸水被害の防止と併せて環境衛生の向上を図るため、市内一円の排水路を整備している。
- (2) 耕地及び宅地、公共地の湛水被害防止と水田の汎用化を図るため、管理事業へ負担金を支出している。
- (3) 新川流域の耕地等の湛水被害防止と水田の汎用化を図っている。

2 治山

治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図るために、次の対策を講じている。

- (1) 自然現象に起因して発生した山腹崩壊地を復旧整備している。
- (2) 森林の下刈、枝打、間伐等適正な整備を行い、木材の健全な成長を促し、優良な森林の造成を推進している。
- (3) 大雨等による山腹崩壊を防止するため、急傾斜地崩壊対策を講じている。

3 海岸

県の海岸線の総延長は約534kmで、このうち海岸保全施設を整備する必要のあるものは、約302kmである。

県の海岸の特性として、外房一帯は、波浪による侵食被害が発生している。従って、県では、外房地帯には緩傾斜岸とヘッドランド（人工岬）、養浜との組合せ等を行って、高潮による災害防止と波浪による海岸侵食防止を図っている。

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上（総務部、学校教育部、匝瑳市横芝光町消防組合）

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体及び財産を守るためには、防災関係機関による防災対策の推進とあわせて、市民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身に付けることが最も重要なことである。

このため、市は、防災関係機関と協力しながら、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前等の時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これらの組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、気候変動の影響も踏まえつつ、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災教育

市は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、市民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的及び基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断によって、適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」等に基づき、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身に付ける等、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2 過去の災害教訓の伝承

県及び市は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、市民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

市民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

3 防災広報の充実

平常時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身に付ける等、自助・共助の取組を強化するため、市、県をはじめとする様々な防災関係機関が、多様な広報媒体や専門家の知見を活用し防災広報の充実に努める。

（1）広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、概ね次のとおりである。

ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

- (ア) 避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容及び地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明
- (イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (ウ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- (エ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料等、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- (オ) 避難路、避難方法及び避難時の心得
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (キ) 被災世帯の心得ておくべき事項
- (ク) 動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (ケ) 生活再建に資する行動（罹災証明書等の申請に必要な写真の撮影等）

イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、市は作成したハザードマップを市民に周知する。

ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 災害対策基本法第42条に基づき「匝瑳市地域防災計画」の要旨の公表は、匝瑳市防災会議が匝瑳市地域防災計画を作成し、又は修正した時に、その概要について行う。

(2) 実施方法

ア 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識、災害等に関する放送を随時行う。

イ 広報紙

防災に関する知識を深めるため、広報そうさに、防災知識に関する事項を掲載する。

ウ 防災に関する講演会、説明会及び座談会等の開催

台風、洪水及び火災等に関する講演会、説明会、又は座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時市民及びその他関係者を対象として実施する。

エ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、児童生徒への防災教育の充実を図る。

オ 防災センターの活用

センターの展示を利用し、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。

カ インターネットの活用

ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4 自主防災体制の強化

発災直後の自助の取組に加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織等の共助や事業所防災体制を強化する等、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、市民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、市民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は、全地区で組織されている自主防災組織の活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施等を推進するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。また、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を進めることとする。

市は、自主防災組織の機能強化を図るため、防災士等の地域における防災リーダーの養成に取り組み、共助の中核となる人材育成を促進する。また、災害時において、地域と行政、ボランティア団体等との連絡調整役を担う千葉県災害対策コーディネーターとの連携を図るものとする。

自主防災組織は、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するため、積極的に女性の参画を推進する。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、市と県は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

【自主防災組織の活動形態】

平 常 時	1 防災知識の広報・啓発（防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴及びハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の備蓄及び保管管理（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の備蓄及び保管管理） 6 避難行動要支援者対策（避難行動要支援者の把握、支援方法の整理等） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉
-------	--

	団体・企業等との合同訓練、学校等との避難所運営訓練)
災 害 時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難指示等） 2 出火防止、初期消火 3 救出・救護（救出活動・救護活動） 4 避難（避難誘導、避難所の運営等） 5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等）

【第5編資料編 6 体制・連絡関連 自主防災組織の構成状況】

(2) 事業所防災体制の強化

ア 防火・防災管理体制の強化

消防組合は、学校、病院及び百貨店等の多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うので、出火の防止及び初期消火体制の強化等を指導する。

また、雑居ビル及び大規模な建築物で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施及び階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防組合は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防組合は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防組合は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

ウ 中小企業の事業継続

災害等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

5 防災訓練の充実

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や市民との協力体制の確立に重点を置いた防災訓練を実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信又は交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる等、実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 水防訓練

市は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して水防管理団体が連合

し、関係団体が合同して実施するものとする。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域等において実施する。

ウ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて総合防災訓練等と併せて実施する。

(2) 消防訓練

市は、市の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

(3) 避難等救助訓練

市その他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ又は単独で訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場及び事業所等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や市民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

(4) 総合防災訓練

市は、防災関係機関と緊密な連携協力の下に総合的な防災訓練等を実施し、市民及び自主防災組織等関係組織と一体となり、緊急救出、応急救護、消火及び情報受伝達等の防災活動を行うことにより、防災に関する協力と理解を深め、防災体制の強化を図る。

第2節 水害予防対策（環境生活部、産業部、建設部、都市部）

台風や集中豪雨等に起因して発生する水害から、市民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進する。

1 水害予防計画

（1）森林の水源かん養機能等による流出抑制対策

ア 森林を保安林に指定し、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止する。

イ 治山事業の実施により、山地崩壊の復旧並びに防止、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努める。

ウ 地下水かん養機能の低下が一因とされる水害予防のため、市街地の地下水かん養機能を高める対策を進める。

（2）山林等の治山及び砂防に関する事業

ア 森林の育成を通じて、山崩れ、及び表面侵食の防止機能を高める。

イ 山腹に土留工等の施設を設置する。

（3）農作物等の水害予防対策

ア 農林業経営の立場からの対策

（ア）豪雨や長雨の時期をはずして栽培する。

（イ）水害に対して抵抗力のある作物を栽培する。

（ウ）農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れた上で、利益の期待値を大きくする。

イ 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

ウ 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。第1は水害直前の対策、第2は水害発生中ないし直後の対策である。

（4）河川改修等の治水事業

本市には、主要河川として栗山川支流の借当川と関東その他水系の新川がある。

また、軽桶川、明治川及び傍示戸川等の川がある。

ア 河川の整備

県では、時間雨量50mmに対して安全な河川整備を進めている。

平成9年の河川法改正により、河川の整備に当たり、河川管理者は、水系ごとに河川整備基本方針を定めた上で、整備が必要な区間ごとに河川整備計画を定めることとなっている。

また、整備計画の策定に当たっては、必要に応じて学識経験者、地域住民及び市の意見を参考にする等、周辺地域の実情に応じた整備を推進するとされている。

イ 洪水ハザードマップの作成

河川整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく洪水ハザードマップの整備を促進する。

洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動等を目的として市が作成、公表して市民へ周知を図るものであり、浸水情報や避難場所等を記載したものである。

洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水実績図や浸水予防区域図については河川管理者が市に対して情報提供する。また、河川管理者自らも、インターネット等を通じて浸水実績図等の積極的公表に努める。

(5) 浸水想定区域等の作成及び公表

ア 浸水想定区域の調査

県及び市は、河川周辺地域での外水及び内水の氾濫の影響により、家屋の浸水が予想される浸水想定区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

(ア) 浸水想定区域等の作成及び公表

県は、水害リスク情報を分かりやすく伝え、地域住民の適切な避難行動を促すため、県管理の一・二級河川、湖沼のうち、水位周知河川及びその支川においては、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を、その他の河川については氾濫推定図を作成及び公表し、水災による被害の軽減に努めるものとする。

(イ) 浸水想定区域等に基づいたハザードマップの作成

市は、県が作成した洪水浸水想定区域図等に基づき、水害時の人的被害の防止、啓発活動等を目的としてハザードマップを作成するものとする。

(ウ) 要配慮者利用施設の避難確保計画等について

洪水浸水想定区域等内に要配慮者利用施設が設置された場合、その所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画の作成が義務付けられる。その際、市は当該計画の作成を指導するものとする。また、本計画に該当施設の名称及び所在地を定めるものとする。

(エ) 地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、海岸近くでは高潮及び津波に対し危険度が高まると同時に、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まる。また、標高が満潮水位以下の土地では自然排水機能が低下し、わずかの降水に対しても、日常的な排水に支障をきたすこととなる。

高潮、津波及び洪水等の危険は、これらに対する施設整備の状況によって評価されるべきであるから、内水による危険区域という面で評価する。

この危険度は、外的条件との相関的関連によって決定されるべきであるが、ここでは累積沈下量200mm又は平均満潮面以下の区域として決定し、毎年の水準測量調査結果により見直す。

イ 浸水想定区域等の周知

市は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、市民に対し浸水予想区域や避難所等の周知に努めるものとする。

また、県は、市が洪水ハザードマップを作成するに当たり、浸水実績図や浸水想定区域図等を提供し、支援するものとする。

(6) 道路災害による事故防止

ア 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

イ パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、

パトロールの実施の徹底を図る。

ウ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ及び道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく通行止めの措置をとる。

(7) 気象（降水量）、河川水位等の観測

市内河川

ア 雨量観測所

市内にある千葉県水防レメーター雨量観測所は、2か所（海匠土木事務所及び千葉県立飯高特別支援学校）である。

イ 水位観測所

県は水位周知河川の基準水位観測所等を補完する危機管理型水位計を34箇所を設置している。また、よりきめ細やかな河川の監視体制の構築に向け、水位周知河川とその支川29箇所にも設置している。市内では借当川に設置されている。

(8) 電力施設洪水対策

洪水対策は次のとおりであるが、これは洪水により引き起こされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については、特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

(9) 通信施設水害防止対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施する。

ウ 無線設備

鉄塔及びパンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にしよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

2 高潮予防計画

(1) 海岸高潮対策

本市の位置する海岸は、既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに波浪の影響がある箇所については、波の打ち上げ高を考慮して海岸保全施設の天端高が決定されている。

(2) 海岸侵食対策

県の海岸保全施設対策事業により本市の海岸ではヘッドランド他侵食防止並びに波浪低減対策が実施されている。

市は、県が実施する海岸保全施設対策事業の早期完成に向けて、協力・促進している。

(3) 保安林整備事業

県は、森林によって潮風害を防止するとともに、高潮及び津波等の被害を防止するため、保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林緊急改良工事）を実施する。

なお、実施に当たっては、直接波浪による侵食を防止するために設置した防潮堤の後方に森林を造成して、それぞれのもつ防災機能効果の促進を期する。

(4) 高潮の防止対策

昭和31年の海岸法制定以来、海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策を実施している。

(5) 潮位の観測

【第5編資料編 1 自然条件・災害履歴 海岸保全区域、海岸保全施設等の高さの目安】

(6) 高潮浸水想定区域の指定等

県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置を取るものとする。

市は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定める等、必要な措置をとるものとする。

第3節 土砂災害予防対策（総務部、産業部、建設部、都市部）

市、県及び防災関係機関は、台風や集中豪雨等に起因して発生する土砂災害から、市民の生命、身体及び財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づいた対策に努めるものとする。

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月に施行された。この法律の趣旨に則り次の手続きを推進する。

（1）土砂災害が発生するおそれがある箇所の把握

市及び県は、土砂災害が発生するおそれがある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれがある地域をあらかじめ調査し、把握に努めるものとする。

（2）土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聴いた上で指定する。

ア 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあるとみとめられる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

イ 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、市民等の生命、身体及び財産に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域

（3）土砂災害警戒区域等における危機回避のためのソフト対策

市及び県は、土砂災害警戒区域に指定された区域に対し、次の対策を実施する。

（ア） 災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。

（イ） ハザードマップ等による土砂災害に関する知識の普及を図る。

（ウ） 居室を有する建築物は、想定される崩壊土砂の衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

（エ） 宅地や要配慮者利用施設の開発行為は、基準を満たしたものに限り許可する。

（オ） 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を行う。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又はそのあっせんに努める。

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害に関する情報の収集

県及び市は、平常時から土砂災害警戒区域等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、市民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2) 警戒避難体制の整備等

市は、主として次の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するものとし、県は、これらについて市に対し、必要な支援を行うものとする。

ア 市は、土砂災害警戒区域等について、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図るとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達に努める。

また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を市民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

イ 市は、避難指示等の判断・伝達マニュアル（令和3年10月改定）に基づき、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表等、土砂災害発生の危険が予想されたときは、配備体制の強化を図り、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等の土砂災害発生の切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある地域を特定した上で、的確に、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令する。

特に高齢者等避難は、要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努めるものとする。

ウ 市は、土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について、本計画に定めるものとする。なお、市は、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、気象予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

エ 市は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

オ 土砂災害警戒区域等内における要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する避難確保計画の作成が義務付けられる。その際、市は当該計画の作成を指導するものとする。

(3) 土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方気象台は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ的確な土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。

3 防災知識の普及啓発

(1) 市は、市民に対しインターネット、広報そうさ及びパンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間（毎年6月）等において、土砂災害から身を守るため、市民を交えた情報伝達及び避難訓練等の実施に努める。

(2) 県は、土砂災害警戒区域等の指定箇所及び土砂災害が発生するおそれがある箇所の基礎調査

結果を公表する。

また、市は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の市民等に対し周知することにより、市民等の防災知識の普及啓発に努める。

4 災害防止のための保全事業

土砂災害は、地形及び地質等を素因とし、大雨等を誘因として発生するもので、その防止については、科学的調査により地形、地質、気象、地下構造及び地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

(1) 急傾斜地崩壊対策

本市の急傾斜地の崩壊による土砂災害が発生するおそれがある箇所は、市北部及び西部に多く分布しており、「がけ地」周辺まで住宅地の進出が見られる。

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地法第3条の規定により、市と協議のうえ急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

現在、市内において、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域が11箇所あるが、急傾斜地崩壊危険区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

【急傾斜地崩壊危険区域指定基準】

次の（ア）から（ウ）までに該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

（ア） 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ

（イ） 急傾斜地の高さが5m以上のがけ

（ウ） 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院及び旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの。

イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限を行い、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施工することが困難又は不適當と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施している。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市町村が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努めている。

エ 施設整備箇所の向上

県は、急傾斜地の崩壊による土砂災害が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者利用施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く

緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

(2) 山地災害対策

県は、調査により山地災害危険地区^{注15}と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象等、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

市は、当該危険地区を市民へ周知するとともに、県との連絡調整、山地災害の情報収集及び関係機関との情報伝達を行う。

【第5編資料編 1 自然条件・災害履歴 山地災害危険地一覧】

(3) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地及び急傾斜地においては、地形及び地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。

ア 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成等規制法に基づき宅地造成工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

イ 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可及び確認に際し、次の事項に留意するものとする。

(ア) 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

(イ) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配及び土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

(ウ) 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

(4) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

5 孤立集落対策

県は、孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の市の孤立集落対策を支援する。

6 土砂災害が発生するおそれがある箇所の点検

県及び市は、随時に防災パトロールを実施し、災害発生の兆候についての的確に把握するものとする。

^{注15} 山地災害危険地区 山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。山地災害危険地区は、その災害の発生形態等によって、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の3種類に区分される。

第4節 風害予防対策（総務部、産業部）

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

県及び市は、台風及び竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、次について普及啓発を図る。

（1）気象情報の確認

気象庁が発表する警報、注意報及び気象情報等の防災気象情報については、平常時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻等の激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次の表のとおりである。

気 象 情 報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達等により災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する全般気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風等）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻等の激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測等から、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くとは予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測等を利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。 平常時を含めて常時10分ごとに発表される。

	発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。
--	--

（２） 身を守るための知識

台風等による気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- （ア） 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- （イ） 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- （ウ） ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- （エ） 大粒の雨やひょうが降り出す。

イ 発生時に屋内にいる場合

- （ア） 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- （イ） 雨戸及びシャッターを閉める。
- （ウ） １階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。
- （エ） 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

ウ 発生時に屋外にいる場合

- （ア） 車庫、物置及びプレハブを避難場所にしない。
- （イ） 橋や陸橋の下に行かない。
- （ウ） 近くの頑丈な建物に避難する又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。
- （エ） 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり、危険であるため近づかない。

２ 農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風及びその他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、次の予防対策を推進する。

（１） 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。林帯の幅は樹高の５倍程度、実距離で３０ｍ程度が望ましいが、農業地では１０ｍ程度までが一般的である。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキ等がある。

（２） 防風垣の設置

ア 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。

なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

イ 幅員及び高さ

一列植とし１～１．５ｍ幅で高さは一定しないが３～９ｍ位とする。

なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

(3) 多目的防災網の設置

果樹園では、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近は、風だけでなく、降雹、害虫及び鳥等を防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降ひょうを伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

3 電力施設風害防止対策

(1) 強風対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、「電気設備の技術基準」に基づき、電力施設の風害対策を講じる。また、樹木倒壊等による停電被害の発生を未然に防ぐため、市と締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき連携を図る。

ア 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は、建築基準法による。

送電、配電及び通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。

なお、変電設備の屋外鉄構については風速 40 m/S としている。

イ 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき次により設置している。

(ア) 送電設備

支持物及び電線の強度は、風速 40 m/S (地上 15 m) を基準にし、風速の上空増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。

倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時から PR して一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。

(イ) 変電設備

標準設計では、屋外鉄構の強度は風速 40 m/S (地上 15 m) の風圧に耐え得るものになっている。

(ウ) 配電設備

電柱及び電線の強度は、風速 40 m/S の風圧に耐え得るよう設計し、その他については送電設備に準じている。

(エ) 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

(2) 塩害対策

東京電力パワーグリッド株式会社は、「電気設備の技術基準」に基づき、電力施設の塩害対策を講じる。

ア 災害予防計画目標

海岸に面している本市は塩害の多発地帯であり、特に台風の場合は、ほとんど、塩害が発生するので、対策を講ずる。

イ 防災設備の現況

(ア) 送電設備

がいし増結又は耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。また塩汚損の測定・がいし洗浄等の保守体制にも万全を期している。

(イ) 変電設備

主に耐塩用がいしの使用と固定式がいし洗浄装置の設置による対策を実施している。

また、必要により移動式洗浄ポンプを適宜配置し、がいし洗浄ができるようにしている。

なお、塩分付着量は、超音波洗浄式汚損検出器及びパイロットがいしを設置して、定期又は臨時に測定監視を実施している。

(ウ) 配電設備

送電設備に準ずる。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも上記イに準じ実施するように努める。

4 通信施設風害防止対策

(1) 強風対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

ウ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

(2) 塩害対策

ア 空中線

本市は、塩害を被り易い地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

第5節 雪害予防対策（産業部、建設部）

本市は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結等の社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

1 道路雪害防止対策

（1）事前対策

道路雪害対策に向け、次に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

（2）除雪作業等

除雪作業等は次により実施するものとする。

ア 除雪作業

市は除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施に当たっては、海匠土木事務所等と連携を図った上で実施するものとする。

イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部及び坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想されるときは気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

2 農作物等の雪害防止対策

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの及び積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害等があげられる。

（1）野菜について

ア 事前対策

- （ア） ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

- （イ） ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注

意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

イ 事後対策

- (ア) 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。
- (イ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。

(2) 果樹について

ア 事前対策

- (ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。
- (イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防風対策の項参照)
また「寒冷紗(かんれいしゃ)」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。
なお、幼木の被覆は1樹1束とする。

イ 事後対策

- (ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害を受けるので注意する。
- (イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。
- (ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花きについて

ア 事前対策

- (ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。
特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。
- (イ) ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。
- (ウ) ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。
- (エ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

イ 事後対策

- (ア) 降雪後は、直ちに除雪や融雪に努め、施設付近に堆積しておかないこと。
融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。
- (イ) 露地ものについては、湿害を防ぐため、明きよを掘る等の排水対策を行う。

3 電力施設雪害防止対策

(1) 送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ^{注 16} 及びギャロッピング^{注 17} による電線が切れる等の事故を防止するため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

(2) 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

4 通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

注 16 スリートジャンプ 電線に付着した冰雪が、気温や風等の気象条件の変化により、一斉に脱落して、電線がはね上がる現象のことをいう。

注 17 ギャロッピング 送電線に雪や氷が付着した状態で強風が吹き寄せたとき、送電線が上下に激しく振動する現象のことをいう。

第6節 火災予防対策（総務部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編大規模事故対策編の大規模火災に関する計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画によるものとする。

1 火災予防に係る立入検査

3月1日から7日間の春季及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防組合が、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

【立入検査の主眼点】

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設等が、消防法令で定める基準どおり設置及び維持管理されているかどうか。
- (2) 炉、厨房設備、ストーブ、ボイラー、乾燥設備、変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ及び火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 劇場等公衆集合場所での裸火の使用等について、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

2 住宅防火対策

市内の住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、市は消防組合や千葉県住宅防火対策推進協議会与連携し、住宅用防災機器の普及及び促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、市内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、感震ブレーカー等の普及に努めるとともに、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

3 火災予防についての啓発

春季火災予防運動及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため次のような啓発

活動を実施する。

- (1) 火災予防運動を市民に周知させるため、火災予防運動初日の3月1日、11月9日に消防組合及び消防団等のサイレンの吹鳴又は警鐘の打鐘の実施
- (2) 危険物施設、建築物の査察
- (3) 商店街、小・中学校、保育所及び病院等の消火避難訓練
- (4) 独居高齢者宅への住宅用防災機器等の啓発を含めた防火診断
- (5) 住宅用火災警報器設置等の調査を含めた住宅用防災機器等の啓発

第7節 消防計画（総務部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

大規模災害及び特殊災害等の各種災害の発生に対処するため、高度な技術、資機材等、消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 消防体制・施設の強化

（1）常備消防の強化

市及び消防組合は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め、体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。また、県は、大規模災害の発生に対処するために市及び消防組合が整備する高度な技術・資機材等消防体制及び消防施設の整備を拡充するため財政支援を行っていくものとする。

（2）消防団の充実・強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、幅広い市民の入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の存在意義や役割について普及・啓発活動を実施する。

県は、市と連携して消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を実施するとともに、消防団の施設・設備に対し、必要に応じ支援する。

【第5編資料編 2 条例・拠点関連 匝瑳市消防団組織図】

（3）消防団員の確保

市は消防団員の確保のため、次の点に留意する。

- ア 消防団に関する市民意識の高揚
- イ 消防団員の装備品及び処遇の改善
- ウ 消防団の施設・設備の改善

（4）消防施設の整備

市及び消防組合は、県の支援の下、消防施設強化事業を行う。

- ア 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握
- イ 消防力の強化を図るため、消防ポンプ車等の更新・強化に努める。

2 消防職員、団員等の教育訓練

消防組合等は、消防大学校及び県消防学校において行う教育訓練に参加するよう努める。

（1）消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

（2）県消防学校での教育訓練（消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」に基づく教育訓練）

ア 消防職員

- （ア）初任教育（初任科）
- （イ）専科教育（警防科、特殊災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科、救助科）
- （ウ）幹部教育（中級幹部科）
- （エ）特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、水難救助科、高度救助科）

イ 消防団員

- (ア) 専科教育（警防科、機関科）
- (イ) 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）
- (ウ) 特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校、現地教育）

3 市町村相互の応援体制

消防組織法第39条の規定により、「千葉県広域消防相互応援協定」が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市においては、他市町との相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

4 消防思想の普及

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- (3) 県消防大会及び県操法大会への参加を通じて、消防職員・団員の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する。
- (5) 次の関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

公益財団法人千葉県消防協会
 一般社団法人千葉県危険物安全協会連合会
 千葉県少年婦人防火委員会
 一般社団法人千葉県消防設備協会

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

5 消防体制の推進

特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化
 家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員及び団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 消防訓練計画
 - ア 出動訓練 迅速な災害出動に関する訓練
 - イ 火災防御訓練 各種火災防御技術に関する訓練
 - ウ 救助訓練 救助業務に関する訓練
 - エ 救急訓練 救急業務に関する訓練
 - オ 通信訓練 有線及び無線通信の運用に関する訓練
 - カ 水防訓練 水防工法等に関する訓練
 - キ 総合訓練 前各号に規定する訓練を総合的に行う消防隊相互の連携活動及び組織的な消防

活動に関する訓練

ク その他の訓練 前各号に規定する訓練以外の訓練

第8節 要配慮者の安全確保のための体制整備（総務部、福祉部、保健部、警防部）

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことや、避難生活において特別な配慮を必要としたこと等を踏まえ、市は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

このため、市、関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、災害対策基本法や内閣府作成の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づいて、平素から連携して避難行動要支援者の安全を確保するための対策を行う。

1 要配慮者の範囲

災害時において、避難行動や避難生活で配慮を要する者を総じて要配慮者と定義する。

また、要配慮者の内、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者と定義する。

2 避難行動要支援者への対応

（1）避難行動要支援者名簿の作成

東日本大震災や過去の大規模な震災・風水害等においては、要配慮者が要配慮者以外の者と比較して多く被災する傾向にあり、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっている。要配慮者を災害から保護するためには、平常時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要である。

このため、市は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

（2）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿への掲載対象者は、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」であり、このような避難行動要支援者に該当するか否かは、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断することとなる。

この際、要配慮者個人としての避難能力の有無については、主として①避難指示等の災害関連情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目し、要介護状態区分、障害者手帳等の要件を設定することとし、具体的には次のとおりとする。

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

区分	該当する要配慮者	関係課
高齢者	在宅で、次の条件に該当する者 ①在宅の要介護認定者（要介護１～５） ②７０歳以上のひとり暮らし高齢者 ③７５歳以上の高齢者のみの世帯員に属する者	高齢者支援課
障害者	在宅で、次の条件に該当する者 ①身体障害者手帳１級及び２級を有する者のうち、視覚障害、聴覚障害又は肢体機能障害の者 ②療育手帳所持者（Ａ、Ａ） ③精神障害者保健福祉手帳所持者（１級）	福祉課

なお、上記の範囲に該当する避難行動要支援者のほか、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者についても避難行動要支援者名簿へ掲載する。

（３） 避難行動要支援者名簿の記載事項

ア 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

【名簿の記載事項】

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先
⑥避難支援等を必要とする事由
⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

イ 避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を把握し集約する。

ウ 市が定める避難行動要支援者名簿に掲載する範囲を定めた形式的な要件から漏れた者であっても、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組みを設ける。

（４） 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により地域において絶えず変化するものであることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つよう努める。

（５） 避難支援等関係者

避難支援等関係者となる者は次の者を基本として定めるが、避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が必要であり、年齢要件等にとらわれず、地域住民による避難支援等関係者としての協力を幅広く得ることが不可欠となる。

このため、市は、広報そうさをはじめとする広報媒体や各種イベント等の機会を捉えて、地域における共助や避難行動要支援者の避難支援についての啓発を行う等により市民への理解を深め、避難支援等関係者となり得る者をより多く確保することに努める。

【避難支援等関係者となる者】

- ①自主防災組織 ②民生委員・児童委員 ③社会福祉協議会
④消防組合 ⑤警察署
⑥その他避難支援に携わる者で市長が避難支援に関し必要と認める者

（６） 名簿情報の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿に記載された名簿情報は、要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い秘密を含むものである。

このため、名簿情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、要支援者本人はもとより、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。また、名簿情報に含まれる秘密の保持について要支援者等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの名簿情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした名簿制度の実効性を大きく毀損する恐れもある。

こうした考えから、名簿情報の不当な漏えいを防止し、もって要支援者等のプライバシーの保護並びに名簿制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、災害対策基本法では名簿情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課しているところである。

以上のことから、市は、名簿情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明する等、名簿情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図る措置を講じる。

また、避難支援等関係者が集まる機会を捉えて説明する等、個人情報の取扱いについて周知徹底を図る。

(7) 避難行動要支援者名簿の管理

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保有する等、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

(8) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、本計画で定める避難支援等関係者に必要に応じて名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずるよう努める。

(9) 全体計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成に当たり、市は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、本計画の下位計画として、「匠瑤市避難行動要支援者避難支援計画」（平成30年6月作成）を位置付け、より細目的な内容を定める。

(10) 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

(11) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

ア 避難支援等関係者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

(12) 個別避難計画の管理

市は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保有する等、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。

(13) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、避難行動要支援者の同意等を得た上で、本計画で定める避難支援等関係者に必要に応じて個別避難計画を提供し共有する。

また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、適切な措置を講ずるよう努める。

(14) 個別避難計画の更新に関する事項

市は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。

(15) 支援体制の整備

市は、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、避難支援等関係者等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援することができる体制にする。

なお、体制整備に当たっては、女性の意見を取り入れ、支援体制の中に女性を位置付けるとともに、自主防災組織等と連携した体制整備に努める。

また、必要に応じて、避難所及び福祉避難所における福祉支援体制の整備、福祉サービスの継続のため、県が、福祉関係団体等の参画を得て組織する災害福祉支援チーム（DWA T）^{注 18}との連携を図る。

(16) 避難指示等の情報伝達

市は、要配慮者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用する等多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、速やかに防災行政無線等による避難指示等の周知を図る。

(17) 防災設備等の整備

市は、ひとり暮らしの高齢者、障害者、寝たきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(18) 避難施設等の整備及び周知

市は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所について、社会福祉施設等を福祉避難所として確保するとともに、平常時から要配慮者及びその支援者等への周知に努める。また、市は、福祉避難所等での受け入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等について、市域を越えた受け入れ先を検討する。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の防災用資器材、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品等を、避難所等へ配備するよう努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮

^{注 18} 災害福祉支援チーム（Disaster Welfare Assistance Team）

避難所等において、要配慮者に対して福祉支援を行う専門職チームで、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び相談員等で構成される。

者の家族等で備えることとする。

市は、県が作成した「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」や関係団体の意見等を参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(19) 防災知識の普及、防災訓練の実施

市は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布等、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

(20) 在宅避難者等への支援

市は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組や保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会等の福祉関係機関等の地域のネットワークによる取組を促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受け入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(21) 広域避難者への対応

県及び市は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策

市は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気及び水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要の非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的に実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防

災訓練を定期的に実施する。

4 外国人に対する対策

(1) 防災知識の普及・啓発

市は、言語、生活習慣及び防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 対応体制の整備

日頃から県、国際交流協会、ボランティア団体等の関係機関と連携を強化し、災害時には、避難所等に通訳者の派遣や外国語を表記した案内看板の作成、また、的確かつ迅速に必要な災害情報を提供する等、災害時における外国人支援が円滑に行える体制の整備を図る。

第9節 情報連絡体制の整備（総務部）

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、無線及び有線を利用した防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

1 市における災害通信施設の整備

市は、民間企業、報道機関、市民、事業者等からの災害関連情報等の収集や市民等への情報発信を図るため、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努めるものとする。

（1）防災行政無線網等の整備

防災行政無線（同報系・移動系）については、災害時における非常通信を行う上で有効な通信手段である。本市では各避難所等に防災行政無線屋外拡声子局（同報系）を設置しており、屋外にいる市民等に対して災害情報を伝達することが可能である。また、防災行政無線移動系無線機（移動系）についても各避難所等に設置しており、災害対策本部や各避難所と双方向の非常通信をすることが可能であり、今後も設備の保守管理及び機能強化を図る。

（2）戸別受信機の設置

防災行政無線屋外拡声子局による情報の伝達には、戸外の騒音、各住宅の密閉遮音式家屋の増加、各住宅内の雑音、風の方向等により十分に情報内容が市民全体に伝達されない場合があるので、市内全世帯に戸別受信機を設置するよう努める。

また、聴覚障害者に対しては文字表示機能付きの戸別受信機を設置するよう努める。

（3）J-A L E R Tの整備

J-A L E R Tは、弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の防災行政無線や携帯メール、コミュニティFM等を自動起動させるもので、国からの緊急情報を瞬時に伝達するシステムであり、本市においても整備している。

2 県における災害情報通信施設の整備

（1）県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

ア 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、気象官署、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関258機関に無線設備を設置している。

イ 通信回線

（ア）地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

（イ）衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

（２） 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

（３） 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の中での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を整備し、運用している。

３ 警察における災害通信網の整備

（１） 警察災害通信施設は、災害の発生に備え又は災害時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

（２） 市長、知事及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

４ 東日本電信電話株式会社千葉事業部における災害通信施設の整備

東日本電信電話株式会社千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

５ 株式会社ＮＴＴドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

株式会社ＮＴＴドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

６ ＫＤＤＩ事業所等における災害通信施設等の整備

ＫＤＤＩ株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

７ ソフトバンク株式会社の災害通信施設等の整備

ソフトバンク株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

８ 非常通信体制の充実強化

県、市町村及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定による非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

9 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、市及び県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、市及び県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行う等、平常時から連携強化に努めるものとする。

10 その他通信網の整備

防災メール、緊急速報メール及びインターネット等の多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

第10節 備蓄・物流計画（総務部、保健部、建設部）

市は、市民、自主防災組織及び事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、市民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護等の救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備

（1） 備蓄意識の高揚

市は、備蓄する食料や飲料水が「最低3日、推奨1週間」分であること等、各家庭や事業所等において最低限備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用するという備蓄に対する考え方等、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材等の整備を促進する。

（2） 市における備蓄・調達体制の整備

市における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料及び生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水及びその他生活必需物資やマスク及び消毒液等の感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や要配慮者及び女性、子供（特に乳幼児）の避難生活等に配慮し、紙おむつや生理用品も備蓄する。また、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アレルギー対応食品等の備蓄にも努める。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築等に努める。

ウ 消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、災害発生後から時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との災害協定締結の推進に努める。

エ 必要な物資の供給のための想定を定めておくとともに、内閣府が運用する物資調達輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

オ 避難所運営に必要な資機材として、組立式トイレを備蓄する。また、要配慮者等へ配慮し、バリアフリーに対応したトイレの備蓄にも努める。

（3） 県における備蓄・調達体制の整備

県は、市が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合等に備え、広域地方公共団体として市を補完する立場から、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」により、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水その他生活必需物資及び資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせた上で、市を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。

なお、備蓄物資の選定に際しては、要配慮者や女性の避難生活等に配慮する。

イ 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定した検討を行うとともに、平常時から「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。

ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平常時から備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有を図るとともに、県内13か所の備蓄拠点による分散備蓄により相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。

エ 消費期限が短い等の備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結のさらなる推進に努める。

(4) 帰宅困難者支援に係る備蓄

県及び市は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(5) 県及び市における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市は、平常時から体制整備に努めるものとする。

ア 市における物流体制

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、「匝瑳市災害時受援計画」（令和4年3月策定）により選定した物資集積拠点において、支援物資を円滑に受け入れるとともに、物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携する等の体制整備に努める。

イ 県における物流体制

大規模災害時において、県は、市の要請等に基づき又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む）により必要な物資を確保し、市の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」（平成25年1月千葉県策定）に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者と連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時応援受援計画（令和4年4月修正）」により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受け入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。

2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(1) 災害用医薬品等の備蓄

県は、災害時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健所（健康福祉センター）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。

（令和3年8月1日現在）

備蓄数量	備蓄場所
3 セット	習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）

2 セット	県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）
1 セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター

1 セット：500人分

(2) 応急医療資機材の備蓄

県は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整備しているところである。

（令和3年7月1日現在）

整 備 状 況	応急医療資機材の内容
県医療整備課(4セット) 習志野保健所(13セット) 市川保健所(16セット) 松戸保健所(23セット) 野田保健所(5セット) 印旛保健所(14セット) 印旛保健所成田支所(10セット) 香取保健所(5セット) 海匝保健所(5セット) 八日市場地域保健センター(5セット) 山武保健所(10セット) 長生保健所(5セット) 夷隅保健所(6セット) 安房保健所(10セット) 鴨川地域保健センター(5セット) 君津保健所(10セット) 市原保健所(10セット)	識別連絡表 蘇生・吸引・酸素吸入器 包帯 注射器、輸液

3 水防用資機材の整備

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、次のように水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、災害による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

(1) 水防用資機材

市は、概ね担当堤防延長 2 k m について 1 箇所割合で、水防倉庫（木造 3 3 . 3 平方メートル程度）、その他資材備え付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）、資機材を備蓄するよう努める。

【(参考) 指定水防管理団体整備基準】

品 名	数 量	品 名	数 量
土のう	3, 0 0 0 袋	のこぎり	4 丁
なわ	5 5 0 kg	かま	1 0 丁
シート	1 0 0 枚	おの	5 丁
杉丸太 末口 3 寸		ペンチ	3 丁
2 . 5 間	1 0 本	鉄 線 (# 8)	1 0 0 kg
〃 2 . 0 間	3 0 本	〃 (# 1 0)	1 0 0 kg
〃 1 . 0 間	2 0 0 本	かすがい	5 0 本
竹	1 5 本	大型照明灯	3 台
蛇 籠	2 0 本	予備土砂	若干
スコップ	3 0 丁		
掛 矢	1 0 丁		

第 1 1 節 防災施設の整備（総務部、福祉部、建設部、学校教育部、匝瑳市横芝光町消防組合）

災害から市民の生命及び財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うために避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

1 災害用備蓄倉庫の整備等

市は、災害応急活動を円滑に実施するため、市内に分散して食料等の備蓄を図る。

今後も次の方針に基づき備蓄供給体制を整備する。

- （１） 東日本大震災等の教訓を基に、必要備蓄量の算定、拠点備蓄と流通備蓄の利点等を調査し、備蓄品を整備する。
- （２） 備蓄倉庫それぞれを有機的に結び付ける効果的な物資の支援体制を図るネットワーク整備を進める。
- （３） スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者との協定を進め、民間事業者の在庫を利用した流通備蓄の活用を図る。
- （４） 内閣府が運用する「物資調達・輸送調整等支援システム」により、国、県及び市町村において物資拠点や備蓄情報の共有化を図る。

2 消防施設等の整備

- （１） 県は、市町村の消防力の充実・強化を図るため、各市町村等が整備する消防関係施設・設備の整備に関する費用に対し、「消防防災施設強化事業補助金」（平成 1 9 年 4 月 1 日施行）を交付している。

補助の対象については、消防団総合整備事業、県内消防広域応援隊用設備、高規格救急車等の施設・設備が対象となっている。

市は、消防力の現況を調査、把握するとともに、当該制度を活用して、市域の消防施設の整備を推進する。

なお、本市の消防設備等の整備状況は、第 5 編資料編の消防組織の状況及び消防施設の状況のとおりである。

【第 5 編資料編 2 条例・拠点関連 消防組織の状況及び消防施設の状況】

- （２） 匝瑳市消防団の消防力の充実・強化を図るため、消防設備等に関する費用に対し、市は、「消防施設整備事業」の実施や「消防団運営交付金」の交付を実施している。

3 河川への消火用水確保施設の整備

河川は、火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活水の供給源としての防災機能を併せ持っている。

また、洪水調節を目的とした調整池等の消火用配水池としての活用等を含めて、消火用水の確保に努める。

4 避難施設の整備

市は、災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行うとともに、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成２８年４月改訂）、「災害時における避難所運営の手引き」により避難所等の選定を行う。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

（１） 指定緊急避難場所の指定等

市は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

また、近隣市町の指定緊急避難場所を使用することについては、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町に協力を要請する。

市は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

（２） 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、市民への周知徹底を図る。

市は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。

- （ア） 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
- （イ） 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備（その設備を稼働させるために必要な電源や燃料を含む。）の整備に努める。
- （ウ） 避難所におけるＷｉ－Ｆｉ環境等の通信機器の施設・設備について、適切な維持管理を行い、災害時に有効活用できるよう努める。
- （エ） 要配慮者が滞在できる福祉避難室用及び救護用のスペースの確保について考慮するものとする。
- （オ） 食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布及び仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油及びＬＰガス等の非常用燃料の確保等に努める。
- （カ） 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- （キ） 指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営できるような配慮に努める。
- （ク） 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避

難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。

- (ケ) 災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及及び徹底を図る。

【第5編資料編2 条例・拠点関連 指定避難所・指定緊急避難場所等一覧】

(3) 避難路の整備

市は、避難場所に安全に避難できるよう避難路について、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講じておく。

(4) 災害対策用貯水施設等の整備

市は、水道事業体等の協力を得て、本格的な応急給水が行えるまでの間の水を確保するため避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を検討する。

(5) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市は本計画に位置付け、その確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

【第5編資料編 2 条例・拠点関連 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧】

第12節 帰宅困難者等対策（総務部）

東日本大震災において、多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保等の対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができる等、対策にも違いがあるが、台風の滞留や、出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

1 帰宅困難者等

（1） 帰宅困難者の定義

災害発生時の外出者のうち、風水害等の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 一斉帰宅の抑制

（1） 被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族等の安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先等から居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が Continuing している場合は、移動が困難になることが想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組を実施していく。

（2） 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動する等、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が Continuing している状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関等の関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、今後、各地域で市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等協議会の活用等、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

（3） 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校等関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報提供を図るとともに、防災メールや緊急速報メール、千葉県防災ポータルサイト、SNS等

の情報発信手段についても検討していく。

(4) 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

第13節 防災体制の整備（総務部、福祉部）

市は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や国、県等からの広域応援体制を構築するため、平常時から近隣市町、県、国、他都道府県や県内外の防災関係機関及び事業者等との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化等、体制整備を行う。

1 市の防災体制の整備

（1）災害対策本部の活動体制の整備

市は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

（2）日頃からの危機管理意識の醸成

市は、災害時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りも許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日頃から、県や防災関係機関等の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

（3）千葉県大規模災害時応援受援計画に基づく体制の整備

大規模災害が発生した場合には、国、県及び他の自治体等からの応援、自衛隊等の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティア等が支援に入ってくることが想定されるため、市は、千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をあらかじめ確保するとともに、災害時に速やかに運用できる体制を整えるものとする。

（4）広域避難者の受入体制の整備

市は、市や県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受け入れを円滑に行うための体制整備に努める。

（5）安否情報の照会手続きに伴う体制整備

被災者の安否について、被災者の家族等からの照会に対して迅速に回答できるよう、国、県から示される安否情報の回答に関する運用指針や留意点等を踏まえて体制の整備を検討する。

（6）被災者支援システムの運用

被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳の作成機能等を有する被災者支援システムの更新を検討する。

（7）事業者との連携

市は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて、要請手続等の確認を行う等、実効性の確保に留意するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動（総務部）

大規模災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊及び生活関連施設の機能障害等の被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、市及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制の下、災害応急対策に万全を期することを目的とする。

1 市の活動体制

市は、風水害等による災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関の協力を得てその所轄事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、市本部を設置し災害応急対策を実施する。

市本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「匠瑳市災害対策本部条例」及び本計画等の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「災害時職員初動マニュアル（令和2年8月改正）」により、各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証を行い、必要に応じて改善を図ることとする。

【第5編資料編 2 条例・拠点関連 匠瑳市災害対策本部条例】

（1）災害対策本部設置前の初動体制

ア 初動体制

発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、総務課及び野栄総合支所に初動班を設置し迅速な初動体制を確保する。

（ア）初動班の組織編制

初動班長は、総務課消防防災班統括が当たり、初動班員は総務課長が指名する。

（イ）初動班の所掌事務

初動班の所掌事務は次のとおりとする。

- a 千葉県防災情報システム及び防災行政無線局の運営に関すること。
- b 発災時の情報収集に関すること。
- c 災害の初動対応に関すること。
- d 防災関係機関との連絡調整に関すること。

（ウ）初動班長の責務

初動班長は、被害状況を取りまとめ、速やかに市長に報告する。また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

（エ）上記（イ）及び（ウ）については、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

イ 災害対策本部設置前の配備体制（第1配備、第2配備）

災害対策本部設置前の配備体制は、災害状況等により次のとおりとする。

【災害対策本部設置前の職員配備体制】

配備種別	災害種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備	地震災害	【自動配備】 ①市域に気象庁発表による 震度4 の地震が発生したとき。 ②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に 津波注意報 を発表したとき。	災害関係各課等の職員で情報収集関連活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案してあらかじめ各課等で定める。	※総務課 ※産業振興課 ※建設課 ※都市整備課 ※野栄総合支所
	風水害	【状況配備】 次の 注意報 の 1つ以上 が千葉県北東部香取・海匝に発表された場合又は災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。 ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報		
第2配備	地震災害	【自動配備】 ①市域に気象庁発表による 震度5弱 の地震が発生したとき。 ②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に 津波警報 を発表したとき。 ③気象庁が 南海トラフ地震臨時情報（調査中） 又は、同（ 巨大地震注意 ）を発表したとき。	第1配備体制を強化して事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人数は所掌事務等を勘案してあらかじめ各課等で定める。	第1配備に加え ※財政課 ※環境生活課 ※福祉課 ※高齢者支援課 ※学校教育課 ※生涯学習課
	風水害	【自動配備】 次の 警報 の 1つ以上 が千葉県北東部香取・海匝に発表された場合。 ・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報 ・高潮警報 ・大雪警報 ・暴風雪警報		
		【状況配備】 災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき。		

※配備場所は、原則として勤務場所とする。

(2) 匝瑳市災害対策本部

匝瑳市災害対策本部の組織及び運営は「災害対策基本法」、「匝瑳市災害対策本部条例」及び本計画等の定めるところによる。

ア 設置・廃止基準及びその通報

市長は、災害応急対策を実施するため次の基準により災害対策本部を設置する。

(ア) 設置基準

- a 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水その他の警報が発表され大規模な災害が発生するおそれがあると判断したとき
- b 市内に水害その他の災害が発生し、総合的な応急対策が必要と判断したとき
- c 市域に気象庁発表による震度5強以上の地震が発生したとき
- d 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に大津波警報を発表したとき
- e 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表したとき

(イ) 廃止基準

災害の発生するおそれが解消し又は災害応急対策が概ね完了したため、災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたとき。

(ウ) 設置・廃止の通報

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県知事に通報する。

(エ) 設置・廃止の周知

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を市ホームページ及び庁舎内掲示等を用いて市民に周知する。

イ 災害対策本部長の代替順位

災害対策本部長の代替順位は次のとおりとする。

名称	第1順位	第2順位	第3順位
市災害対策 本部長（市長）	副市長	教育長	総務課長

ウ 災害対策本部の設置場所及び代替設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として「本庁舎議会棟第2委員会室」とする。

本庁舎が被災等によりその機能を維持できない場合は「市民ふれあいセンター」内に設置する。

エ 本部会議

(ア) 本部長は、市の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長、本部長付及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。

(イ) 本部長は、審議決定に当たり、必要に応じて防災関係機関に対して職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

オ 本部事務局

(ア) 本部事務局は、ケ「事務分掌」に基づき総務部が担当する。

カ 各組織の連絡方法

(ア) 本部長の命令又は本部会議で決定した事項は、総務部長が本部員を通じて各部に連絡する。

(イ) 各部で収集した情報又は実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部が周知しておく必要がある事項は、本部員を通じて速やかに総務部長に報告する。

(ウ) 報告を受けた総務部長は、速やかに本部長に報告するとともに、本部員を通じて各部に伝達する。

キ 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請する。

ク 災害対策本部設置後の配備体制

災害対策本部設置後の配備体制は次のとおりとする。

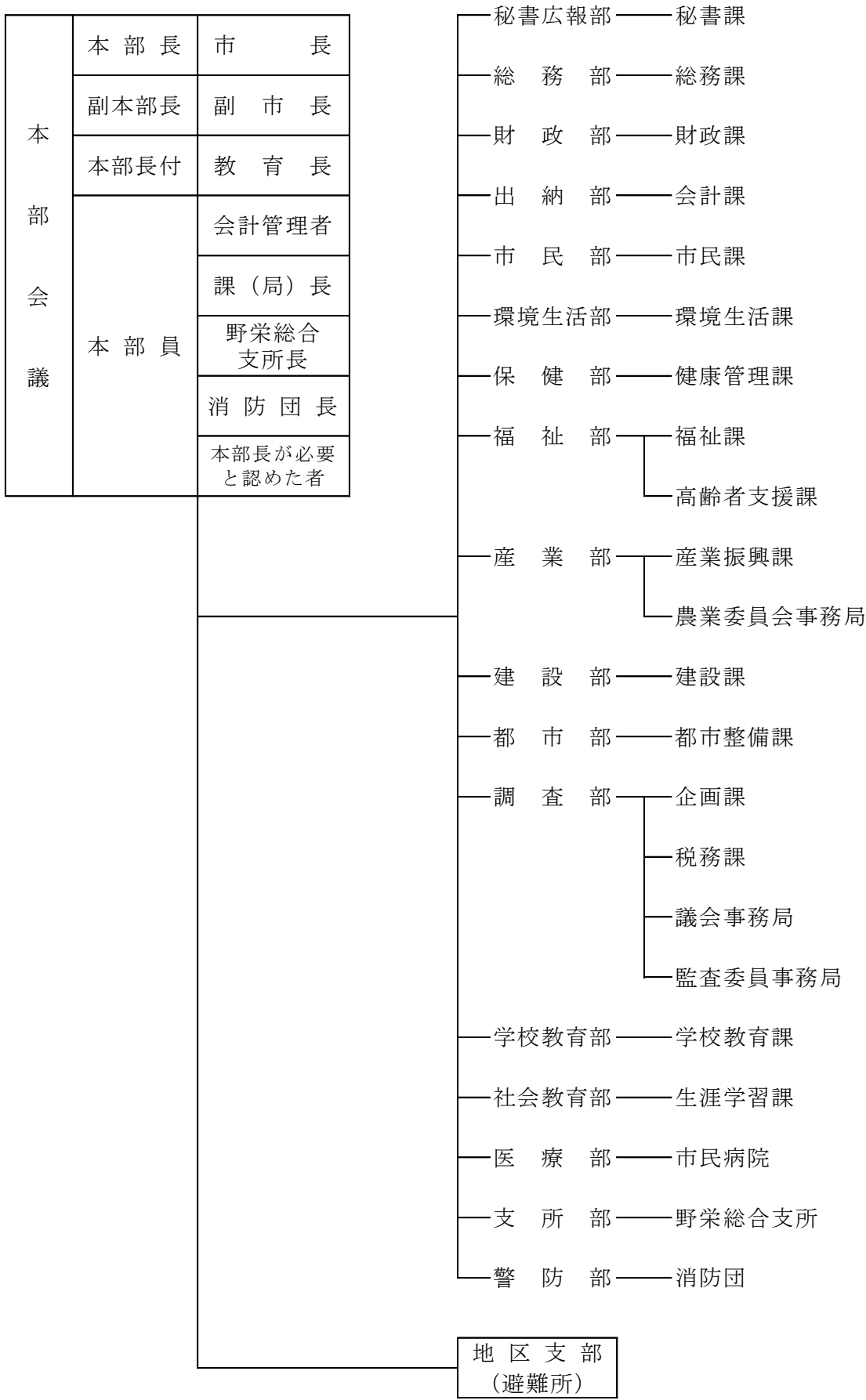
【災害対策本部設置後の配備体制】

配備種別	災害種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第3配備	地震災害	【自動配備】 ①市域に気象庁発表による 震度5強 の地震が発生したとき。 ②気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に 大津波警報 を発表したとき。 ③気象庁が 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） を発表したとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対応活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各本部員で定める。	災害対策本部に所属する全ての部（所属職員の概ね3分の1を目安とする）
	風水害	【自動配備】 千葉県北東部香取・海匝に 特別警報 が発表された場合		
		【状況配備】 局地被害が発生した場合や浸水等の拡大するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき。		
	その他の災害	【状況配備】 事故（道路、鉄道、海上、油汚染、航空機、放射性物質事故）や火災（林野、市街地大規模火災）等大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。		

【災害対策本部設置後の配備体制】

配備種別	災害種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第4配備	地震災害	【自動配備】 市域に気象庁発表による 震度6弱以上 の地震が発生したとき。	市の組織及び機能全てを挙げて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全てとする。	災害対策本部に所属する全ての部
	風水害	【状況配備】 ① 浸水や家屋等の被害が拡大のおそれがある場合で、本部長が認めたとき。 ② 人や家屋等の被害が拡大した場合で、本部長が必要と認めたとき。		
	その他の災害	【状況配備】 大規模事故や大規模火災等発生した災害が拡大するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき等大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。		

【匠瑳市災害対策本部組織編成図】



ケ 事務分掌

匝瑳市災害対策本部の事務分掌は次のとおりとする。

【匝瑳市災害対策本部事務分掌】

部 名	課 等 名	所 掌 事 務
秘書広報部	秘書課	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察者及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害見舞金品等の受入れ及び礼状に関すること。 4 災害に関する各種情報の広報に関すること。 5 被害状況等の撮影及び記録に関すること。 6 報道機関への情報の提供及び連絡に関すること。
総務部	総務課	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 本部長からの命令及び指示の伝達に関すること。 3 防災会議及び本部会議の運営に関すること。 4 各部の総合調整及び連絡に関すること。 5 県その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 防災行政無線の運用に関すること。 7 防災関係機関への協力要請に関すること。 8 応援協定先への支援要請に関すること。 9 避難情報の発令に関すること。 10 地区支部との連絡調整に関すること。 11 災害情報の取りまとめに関すること。 12 市民からの情報等の対応に関すること。 13 その他情報収集に関すること。 14 自衛隊の派遣要請及び知事への応援要請に関すること。 15 職員の動員及び公務災害補償に関すること。 16 職員等の食料の確保及び勤務の支援に関すること。 17 職員及び応急職員の健康管理に関すること。 18 自主防災組織に関すること。 19 傷病者等の搬送に関すること。 20 その他、他部に属さないこと。
財政部	財政課	1 災害時の応急財政処置に関すること。 2 国、県等の補助金に関すること。 3 市有財産の管理及び被害調査に関すること。 4 車両等の確保及び配車計画に関すること。 5 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6 災害対策に係る物品の調達及び工事等の契約に関すること。
出納部	会計課	1 災害関係経費の出納に関すること。 2 義援金の受入れ及び保管に関すること。

部 名	課 等 名	所 掌 事 務
市民部	市民課	1 避難所の開設及び連絡調整に関すること。 2 被災者の世帯構成等の把握に関すること。 3 他部の応援に関すること。
環境生活部	環境生活課	1 防疫及び公衆衛生に関すること。 2 応急給水に関すること。 3 水質汚濁等の公害防止対策に関すること。 4 廃棄物の適正な処理に関すること。 5 八匠水道企業団との連絡調整に関すること。 6 東総地区クリーンセンター（東総地区広域市町村圏事務組合）との連絡調整に関すること。 7 東総衛生組合との連絡調整に関すること。 8 区長会等への協力要請に関すること。 9 交通安全対策に関すること。 10 災害ボランティアセンターとの連携に関すること。 11 放射性物質に関すること。
保健部	健康管理課	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 医療救護本部及び救護所の設置・運営に関すること。 3 医薬品及び医療用資機材の調達に関すること。 4 傷病者の収容に関すること。 5 避難所等における健康管理に関すること。 6 救護班の補助に関すること。 7 傷病者等の搬送に関すること。 8 防疫及び公衆衛生に関すること。 9 医療部との連絡調整に関すること。 10 海匠保健所（海匠健康福祉センター）との連絡調整に関すること。 11 医師会との連絡調整に関すること。 12 歯科医師会との連絡調整に関すること。

部 名	課 等 名	所 掌 事 務
福祉部	福祉課 高齢者支援課	1 災害救助法の事務に関すること。 2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害救護資金の貸付に関すること。 3 義援金品の配布に関すること。 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 5 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6 社会福祉施設の被害状況調査に関すること。 7 避難行動要支援者の対策に関すること。 8 災害時の保育及び保護者への乳幼児引渡しに関すること。 9 身元不明遺体の処理に関すること。 10 被災者名簿の作成に関すること。 11 被災者の安否問い合わせに関すること。 12 社会福祉団体との連絡調整に関すること。 13 自主避難所の開設及び運営に関すること。(災害対策本部設置前) 14 福祉避難所の確保及び連絡調整に関すること。
産業部	産業振興課 農業委員会事務局	1 農林水産業及び商工業関係の被害状況調査及び証明に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 家畜伝染病の防疫に関すること。 4 応急食料の確保、保管及び配給に関すること。 5 援助食料の受入れ、保管及び配給に関すること。 6 労働力の確保及び生活物資の調達及び配分に関すること。 7 援助物資の受入れ、保管及び避難所への配送に関すること。 8 農林水産業等関係団体との連絡調整に関すること。 9 交通規制等応急交通対策に関すること。
建設部	建設課	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 道路上の障害物の除去に関すること。 3 水防に関すること。 4 災害復旧用資材の調達及び購入に関すること。 5 交通規制等応急交通対策に関すること。 6 海匠土木事務所との連絡調整に関すること。 7 土木建設業者との連絡調整に関すること。
都市部	都市整備課	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 被災建築物及び工作物の応急危険度判定に関すること。 3 被災宅地の危険度判定に関すること。 4 応急仮設住宅の建設及び管理に関すること。 5 被災住宅の応急修理に関すること。 6 被災後の都市計画及び復旧計画に関すること。 7 建設業者との連絡調整に関すること。

部 名	課 等 名	所 掌 事 務
調査部	企画課 税務課 議会事務局 監査委員事務局	1 人的被害の調査及び取りまとめに関すること。 2 家屋及び償却資産等の被害状況調査に関すること。 3 罹災証明書及び被害届出証明申請書兼証明書の交付に関すること。 4 議会関係者に対する連絡調整に関すること。 5 他部の応援に関すること。
学校教育部	学校教育課	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 避難収容施設の供与及び管理に関すること。 3 児童生徒の避難に関すること。 4 教職員の動員に関すること。 5 被災学校の授業等応急措置に関すること。 6 学用品の配布に関すること。 7 炊き出し用資材及び給食施設の確保に関すること。 8 避難所及び災害対策本部の給食に関すること。
社会教育部	生涯学習課	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 文化財等の被害状況調査に関すること。 3 所管団体の協力要請に関すること。 4 自主避難所の開設及び運営に関すること。(災害対策本部設置前)
医療部	国保匠瑳市民病院	1 負傷者の判定（トリアージ）に関すること。 2 被災地の救急医療に関すること。 3 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4 災害時の医療及び救護班の編成に関すること。 5 災害拠点病院との連絡調整に関すること。 6 災害医療協力病院等との連絡調整に関すること。
支所部	野栄総合支所	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 排水機場の運転管理に関すること。 3 避難所の運営補助に関すること。 4 災害の情報収集に関すること。
警防部	消防団	1 災害の情報収集に関すること。 2 災害の警戒及び鎮圧に関すること。 3 被災者の救助及び救護に関すること。 4 避難誘導に関すること。 5 避難所の給水及び運搬に関すること。 6 災害応急対策に関すること。

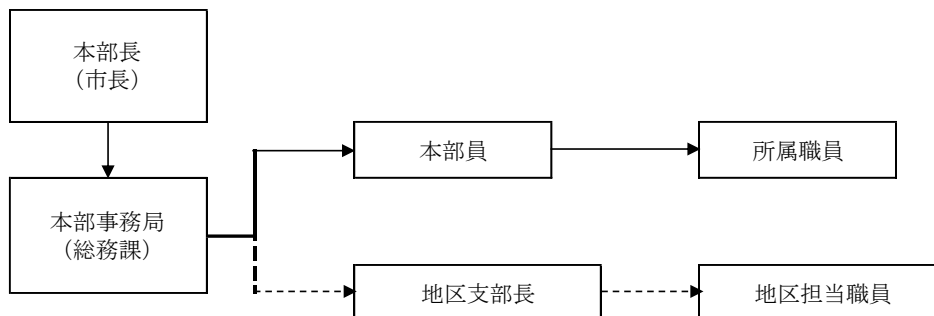
コ 職員の動員

(ア) 動員体制の確立

本部長及び地区支部長は、それぞれの部又は地区支部の動員系統、連絡の方法等を、あらかじめ具体的に定めておく。

(イ) 動員の系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



(ウ) 動員の伝達方法

市長（本部長）の配備決定に基づく総務課（本部事務局）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

動員の指令を受けた職員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、出来るだけ速やかに登庁しなければならない。

a 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、電話又は口頭等により行う。

b 勤務時間外

電話、防災行政無線又は口頭等により行う。

(エ) 当直者からの連絡

当直者は、次に掲げる情報を察知したときは、直ちに総務課長にその旨を伝達する。

総務課長は、当直者から情報の伝達を受けたときは、情報の内容その他の状況等を分析判断し、市長（本部長）へ報告するとともに、速やかに職員の動員等の措置を講ずる。

a 災害発生のおそれがある気象情報が関係機関から通報されたとき。

b 災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(オ) 自主登庁又は自主参集

職員は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく災害対策本部設置（第3配備以上）の配備基準に該当すると判断される場合は、速やかに登庁又は参集する。

2 地区支部

災害応急対策の円滑かつ的確な実施を図るため、災害の状況に応じて地区支部を設置する。

(1) 設置基準

市町（本部長）は、次の事象が発生し、情報収集、その他緊急の対策を実施する必要があると認めたときは地区支部を設置する。

ア 市域に気象庁発表による震度5強以上の地震が発生したとき。

イ 市域内に局地災害が発生した場合、又は浸水及び家屋等の被害が拡大するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。

ウ 気象庁が千葉県北東部香取・海匝に特別警報を発表したとき。

エ 気象庁が津波予報区の「千葉県九十九里・外房」に津波警報又は大津波警報を発表したとき。

オ 災害対策本部の設置基準に該当しない場合であっても、避難所の開設が必要であると市長が認めたとき。

(2) 組織編制

ア 地区支部長

総務課長が、原則として当該地区に居住する職員で主査補以上の職にあるものの中からあらかじめ指名する。

イ 地区支部員

総務課長が、原則として当該地区に居住する職員の中からあらかじめ指名する。

(3) 設置場所

原則として指定避難所とする。

(4) 運営及び所掌事務

地区支部は、自主防災組織及び消防団等と連携を図りながら次の業務を実施する。

ア 避難所における災害の初動対応

イ 市災害対策本部との連絡調整

ウ 避難所の開設及び運営

エ その他の緊急を要する応急対策の実施

3 その他の体制

(1) 災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

(2) 市町村間での応援体制

「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成8年2月）」に基づき迅速かつ円滑に応援が行えるよう市は体制を整備しておくものとする。

4 市本部と国・県及び防災関係機関との連携

(1) 情報連絡員（リエゾン）等との連携

市は、国、県及び防災関係機関から情報連絡員が派遣された場合は、市役所庁舎に受け入れる。その際の受入場所は本庁舎議会棟第3委員会室等を想定する。

(2) 災害対策本部会議等における情報共有

市は、災害の状況に応じ、市本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関職員（情報連絡員を含む）の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

(3) 現地関係機関に係る連絡調整

市は、県において現地災害対策本部を設置したとき、あるいは国において非常災害対策本部及び同現地対策本部、緊急災害対策本部及び同現地対策本部を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

第2節 災害救助法適用計画（福祉部）

1 災害救助法の適用基準・条件等

（1）災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 住家が滅失した世帯の数が60世帯以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）

イ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、市で30世帯以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）

ウ 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。（法施行令第1条第1項第3号）

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。（法施行令第1条第1項第4号）

（ア）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

（イ）災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（2）災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行うものである。

2 被災世帯の算定基準

（1）被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

（2）住家滅失等の認定基準

ア 住家の全壊・全焼・流出

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、即ち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元のとおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。

イ 住家の半壊・半焼

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、即ち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元のとおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。

ウ 床上浸水

住家の全・半壊等に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものをいう。

エ 床下浸水

浸水がその住家の床上以上に達しない程度のものをいう。

オ 一部損壊

住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものをいう。

(3) 世帯及び住家の単位

ア 住家

現実に住居のために使用している建物であり、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。例えば、一般に非住家として取扱われている土蔵、小屋等であっても、現実として人が居住しているときは住家として扱う。

イ 世帯

生計をともにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生計の実態が別々であれば当然2世帯となる。又、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、原則として、その寄宿舍等を1世帯として扱う。

【災害救助法の適用基準表】

人 口 ^{注19}	被 害 世 帯 数 ^{注20}	
	1 号 ^{注21}	2 号
3 5 , 0 4 0 人	6 0	3 0

3 災害救助法の適用手続

(1) 市

ア 災害に際し、市における災害が、上記1(1)の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告する。

イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

ウ 災害救助法施行細則(昭和23年千葉県規則第19号)第5条の規定により、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(2) 県

知事は、市からの報告又は要請、国からの連絡、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は

注19 人口は、令和2年10月1日現在の人口(令和2年国勢調査による)。

注20 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊(焼)世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。

注21 1号とは、災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害(匝瑳市の被災世帯数のみで判断)をいい、2号とは同条同項第2号の災害(都道府県の被災世帯数(千葉県は2,500世帯)と匝瑳市の被災世帯数で判断)をいう。

報告するものとする。

第3節 情報収集伝達体制（秘書広報部、総務部、調査部、福祉部）

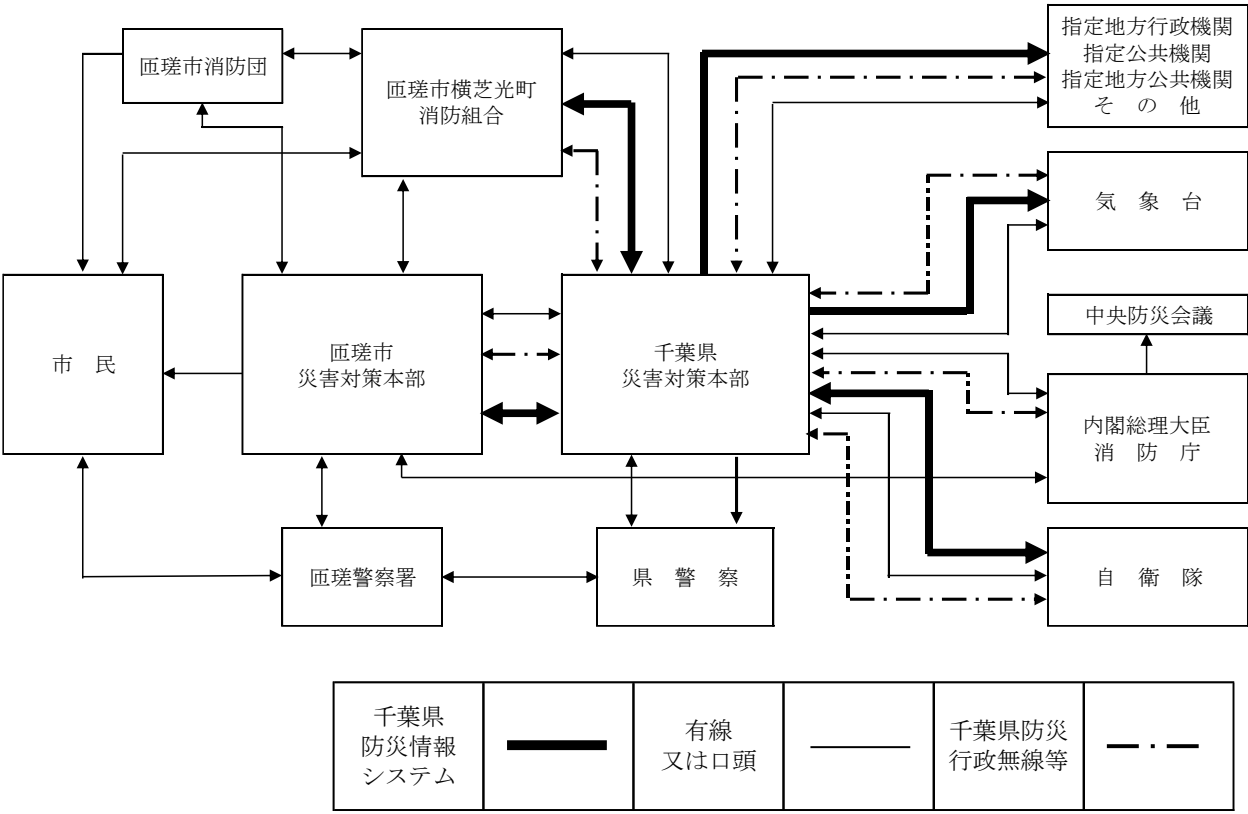
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携の下、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

1 通信体制

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合における気象注意報・警報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

(1) 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは次のとおりである。



(2) 通信連絡手段

3 (1)「気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備」に基づき、市は、伝達された気象警報等を、市防災行政無線、市ホームページ、広報車、サイレン又は警鐘、ツイッター及びその他速やかに周知出来る方法等、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせ、市民に周知徹底する。

2 被害報告及び災害情報

4「被害情報等収集・報告」に基づき、被害報告等を市から県の出先機関に、県の出先機関から県（本庁）に、県から関係省庁へ報告する場合は、次によるものとし、報告系統は当該計画に定めるところによる。

（１）市から県の出先機関に報告する場合

千葉県防災情報システム、千葉県防災行政無線、一般加入電話・ファクシミリ、電報

（２）県の出先機関から県（本庁）に報告する場合

千葉県防災情報システム、千葉県防災行政無線、一般加入電話、ファクシミリ、電報

（３）県から関係省庁に報告する場合

消防庁消防防災無線、中央防災無線網（緊急連絡用回線）、地域衛星通信ネットワーク、一般加入電話

（４）その他応急対策に係る指示、報告、又は要請等の場合

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話株式会社に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話株式会社に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

（５）災害時における一般加入電話の調整

災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、千葉県災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。

（６）通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

（７）被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

（８）非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

（ア）人命の救助に関するもの。

（イ）天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。

（ウ）緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

（エ）電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

（オ）非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。

（カ）暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。

- (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む。）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、次の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(9) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

3 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備

(1) 気象注意報・警報等の伝達

ア 知事の伝達

知事に通報された注意報・警報等は、防災対策課長が受領し、必要とする本庁関係課長、地域振興事務所長、市長及び消防（局）長等に連絡する。

イ 警察本部長の伝達

津波注意報・警報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市長に伝達する。

ウ 市長の伝達

市長は、受領した注意報・警報等を本計画の定めるところにより市民に周知を図る。

エ その他機関の伝達

気象業務法第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

オ 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期する。

カ 異常現象発見の際の手続き

(ア) 災害対策基本法第54条の規定により災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

(イ) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報する。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）により通報を受けた市町村長は、直ちに次の機関に通報する。

a 銚子地方気象台

b その災害に関係のある近隣市町村

c 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

キ 警察本部の伝達計画

(ア) 警察本部長又は警察署長は、注意報・警報の緊急性、市町村の体制等を勘案して、必要に応じ、市町村長の行う地域住民に対する注意報・警報の周知徹底に協力する。

(イ) 警察本部長又は警察署長は、銚子地方気象台長、知事及び市町村長等と平素から連絡をとり、注意報・警報の伝達に関して連絡体制を確立しておく。

(ウ) 警察本部長又は警察署長は、所属職員のうちから、災害に関する注意報・警報の伝達する体制を確立しておく。

(エ) 警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、前記カの（イ）により市町村長に通報するほか、警察署長に報告する。

前項の報告を受けた警察署長は、当該災害の発生するおそれのある他の市町村長に通報する。

(2) 気象通報組織の整備

ア 警戒レベル

避難指示等の発令基準活用する防災気象情報について、市民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。

イ 注意報・警報・特別警報

(ア) 注意報・警報・特別警報の種類

a 注意報：気象・水象等により被害が予想される場合

注意報の種類	発表区域
大雨注意報	北東部
洪水注意報	香取・海匝
大雪注意報	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、神崎町
強風注意報	
風雪注意報	
波浪注意報	
高潮注意報	
雷注意報	
濃霧注意報	
乾燥注意報	
なだれ注意報	
着氷注意報	
着雪注意報	
融雪注意報	
霜注意報	
低温注意報	

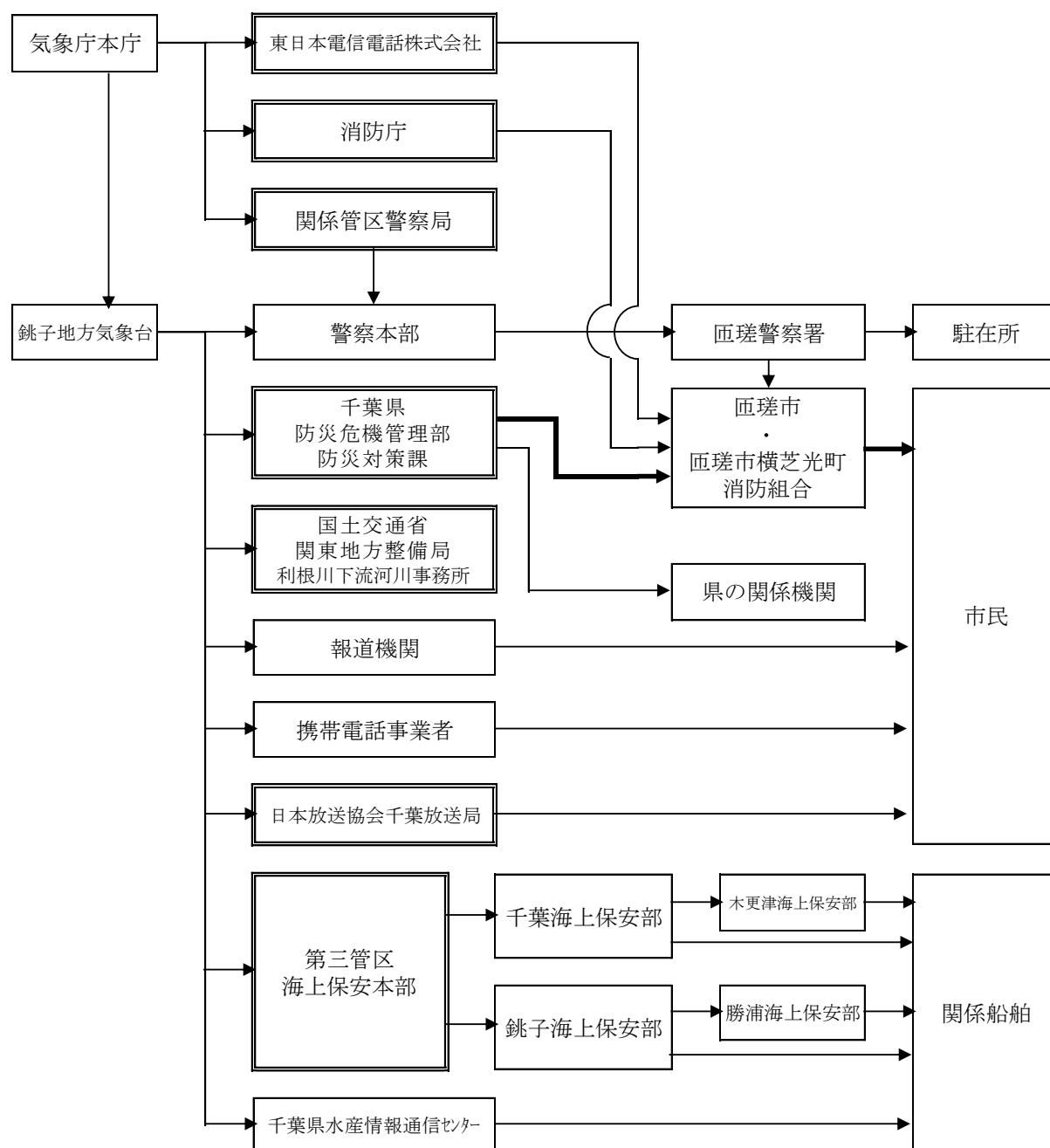
b 警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

警報の種類	発表区域
大雨警報	北東部
洪水警報	香取・海匝
大雪警報	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、神崎町
暴風警報	
暴風雪警報	
波浪警報	
高潮警報	

c 特別警報：気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

特別警報の種類	発表区域
大雨特別警報	北東部
大雪特別警報	香取・海匝
暴風特別警報	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、東庄町、多古町、神崎町
暴風雪特別警報	
波浪特別警報	
高潮特別警報	

(イ) 注意報・警報等の伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定による法定伝達先。
- 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。
- 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
- 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。

ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等
キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒でレベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒でレベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒でレベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒でレベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒でレベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒でレベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

	・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や地域住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害危険箇所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、県と銚子地方気象台が共同で発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

なお、これを補足する情報である「土砂キキクル（大雨 警報（土砂災害）の危険度分布）」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

キ 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

ク 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台長が県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

ケ 鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報する。

（ア）気象警報 （イ）気象注意報 （ウ）気象情報 （エ）台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報する。

（ア）鉄道気象観測報 （イ）鉄道災害報

コ 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、次の事項を通報するものである。

（ア）雷雨に関する情報

（イ）台風、大雨等気象現象に関する情報

（ウ）雨及び雪に関する情報

（エ）その他必要とする事項

サ 漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と千葉県知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に掲げる事項を通報している。

（ア）気象、波浪、高潮の注意報及び警報

（イ）地方海上警報

（ウ）気象概況及び気象実況

（エ）気象情報及び台風情報

（オ）津波予報及び情報

（カ）漁船からの気象照会に対する応答

シ 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気の汚染に関連する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

（ア）大気汚染気象通報

（イ）スモッグ気象情報

(4) 注意報・警報実施基準

ア 気象官署が発表する注意報の基準

発表官署	銚子地方気象台		
発表区域 注意報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
強風	強風によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s※以上 ^{注22} そのほかの海上 15m/s 以上		
風雪	風雪によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s※以上 ^{注22} そのほかの海上 15m/s 以上 雪を伴う。		
波浪	風浪、うねり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾 1.5m 以上 有義波高が、太平洋沿岸 2.5m 以上 印旛を除く。		
高潮 (潮位：TP ^{注23} 上)	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 基準は高潮警報・注意報基準表。 <第5編資料編 7 その他 警報・注意報発表基準一覧表>		
	千葉中央：千葉 1.8m 東葛飾：東京港 1.8m 千葉 1.8m 印旛を除く	香取・海匝：銚子漁港 1.0m 山武・長生：銚子漁港 1.0m	君津：神奈川県横浜港 1.3m 夷隅・安房：館山市布良 1.5m
大雨	大雨によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は大雨注意報基準表。 <第5編資料編 7 その他 警報・注意報発表基準一覧表>		
洪水	洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は洪水注意報基準表。 <第5編資料編 7 その他 警報・注意報発表基準一覧表>		
大雪	大雪によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。		
	12時間の降雪の深さが、5cm 以上		
雷	落雷等により災害が予想される場合。		
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度30%で、実効湿度60%以下		
濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 視程が、陸上100m、又は海上500m以下		

^{注22} ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

^{注23} TPは、東京湾平均海面を示す。

霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合。	
	晩霜期に最低気温 4℃以下	晩霜期に最低気温 3℃以下
低温	低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 夏季の最低気温が、銚子で 16℃以下が 2 日以上連続した場合。 冬季の最低気温が、銚子で－3℃以下 冬季の最低気温が、千葉で－5℃以下	夏季に低温によって、農作物に著しい被害が起こると予想される場合。
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合。	

イ 気象官署が発表する警報の基準

発表官署	銚子地方気象台		
発表区域 警報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s※以上 ^{注24} 海上 25m/s 以上		
暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s※以上 ^{注24} 海上 25m/s 以上 雪を伴う。		
波浪	風浪、うねり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾3.0m以上 有義波高が、太平洋沿岸6.0m以上 印旛を除く。		
高潮 (潮位：TP ^{注25} 上)	台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。		
	千葉中央：千葉3.3m 東葛飾：東京港2.9m 千葉3.5m 印旛を除く。	香取・海匝：銚子漁港1.5m 山武・長生：銚子漁港1.5m	君津：神奈川県横浜港 1.6m 夷隅・安房：館山市布良 1.8m
大雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。大雨警報基準表。 ＜第5編資料編 7 その他 警報・注意報発表基準一覧表＞		
洪水	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。洪水警報基準表。 ＜第5編資料編 7 その他 警報・注意報発表基準一覧表＞		
大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間の降雪の深さが、10cm以上		

^{注24} ※印を付した注意報・警報基準には、部内運用基準があることを示す。

^{注25} TPは、東京湾平均海面を示す。

ウ 気象官署が発表する特別警報の基準

発表官署 特別警報名	銚子地方気象台	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。	
暴風	数十年に一度の強度の台風	暴風が吹くと予想される場合。
高潮	や同程度の温帯低気圧によ	高潮になると予想される場合。
波浪	り	高波になると予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。	

注 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

エ 記録的短時間大雨情報

数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

(5) 他機関観測施設の利活用

防災気象業務に直接使用できる他機関の観測施設は、できるだけ活用する。

ア 鉄道気象通報に関する地方協定により、観測所で観測した雨、雪及び霧等の観測成果を、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社運輸部輸送課経由で、銚子地方気象台に通報している。

イ 「銚子地方気象台と千葉県との情報交換に関する協定書」に基づき、千葉県水防活動用観測データを受信している。

(6) 気象観測施設の届出

気象庁以外のものが行う気象観測に技術上の基準を設け、観測方法を統一し、その観測成果を総合的に役立てるため、気象庁以外のものが行う気象観測については、気象業務法第6条の規定により、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行い、かつ、気象観測施設設置届出書を設置の日から30日以内に、銚子地方気象台へ提出する。

(7) 気象等の観測

ア 気象観測所及び観測の種類

(ア) 気象官署（2箇所）

銚子地方気象台：気象観測、潮汐観測、津波観測、震度観測

成田航空地方気象台：気象観測、震度観測

(イ) 特別地域気象観測所（3箇所）

勝浦、館山、千葉：気象観測、震度観測

(ウ) 地域気象観測所（10箇所）・地域雨量観測所（3箇所）

地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、日照時間

地域雨量観測所：降水量

【第5編資料編 7 その他 気象庁観測所一覧表】

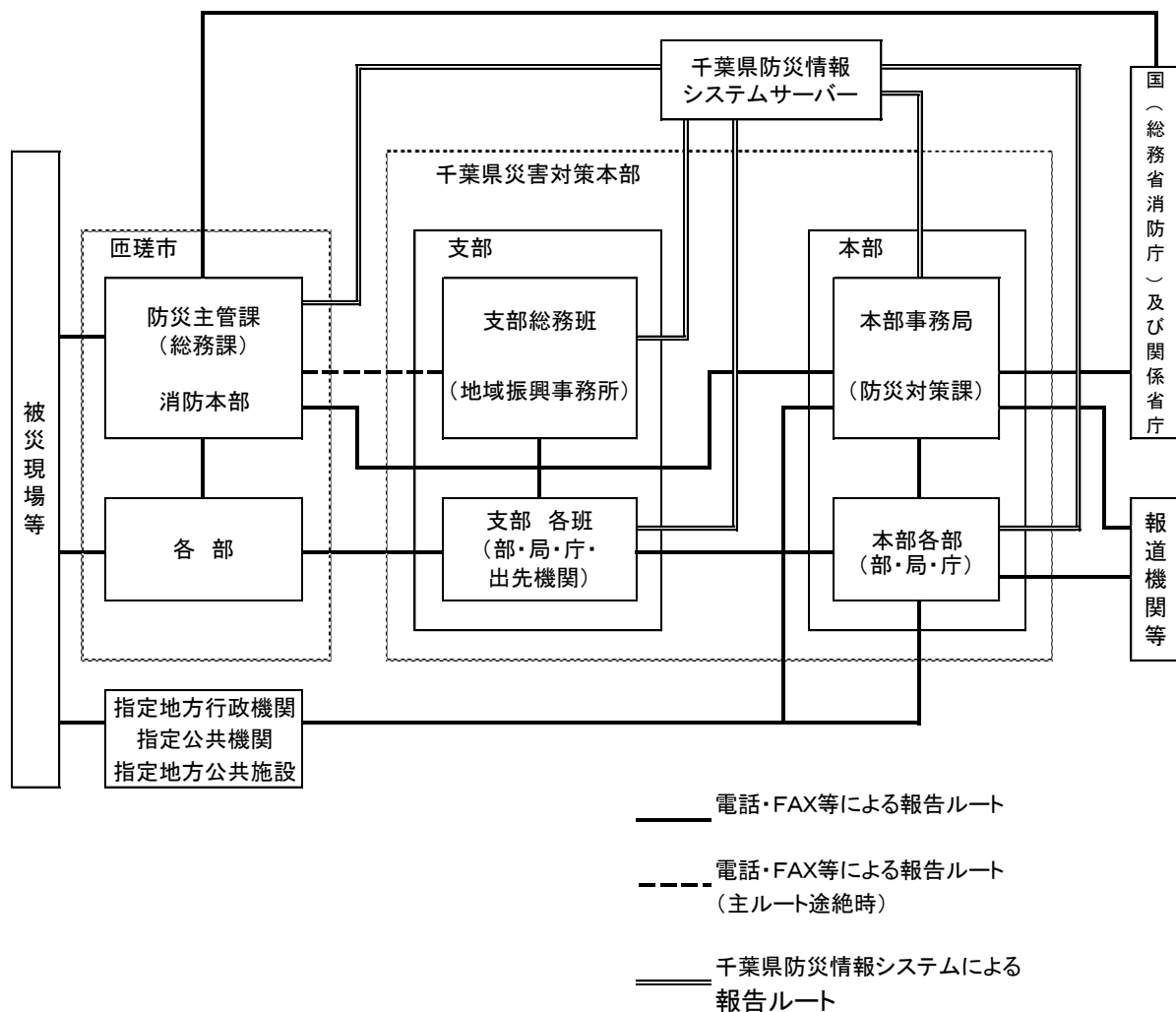
4 被害情報等収集・報告

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



<用語の定義>

防災主管課：総務部（匝瑳市災害対策本部未設置の場合は、総務課）

本部事務局：千葉県災害対策本部事務局（千葉県災害対策本部未設置の場合は、県防災対策課）

本部各部：千葉県災害対策本部の部（千葉県災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班：千葉県災害対策本部支部総務班（千葉県災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域防災課）

(2) 報告手続

市が県へ報告すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況（被害の程度は別表1「被害認定の基準」に基づき判定する。）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - （ア） 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - （イ） 主な応急措置の実施状況
 - （ウ） その他必要事項
- カ 災害による住民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要な事項

(3) 各機関が実施する情報収集報告

ア 市

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ、又は県防災行政無線により県本部事務局（防災対策課）に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により、第1報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を総務省消防庁及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に報告するものとする。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等、要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

イ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集に当たっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

- ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- イ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意する。
- ウ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備

を図っておく。特に、発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

エ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

(5) 被災者支援システムの運用

市は、発災時に迅速かつ円滑な被災者支援サービスを提供するため、被災者支援システムの更新を検討し、罹災証明書の交付や、被災者台帳の作成・管理等を効率的に実施するものとする。

また、被災者支援システムの操作マニュアルに基づき、関係部局の職員が操作できる体制を整えておく。

(6) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

【第5編資料編 5 報告・要請様式 千葉県危機管理情報共有要綱】

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 海匝地域振興事務所

(ア) 防災行政無線

電 話 505-721、723（地上系）012-505-721、723（衛星系）

FAX 505-722（地上系）012-505-722（衛星系）

(イ) 一般加入電話

電 話 0479-62-0261 FAX 0479-63-9898

イ 千葉県（防災対策課）

(ア) 県防災行政無線

電 話 500-7320（地上系）012-500-7320（衛星系）

FAX 500-7298（地上系）012-500-7298（衛星系）

(イ) 一般加入電話

電 話 043-223-2175 FAX 043-222-1127

ウ 総務省消防庁（消防庁応急対策室）

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電 話 120-90-49013（地上系）048-500-90-49013（衛星系）

FAX 120-90-49033（地上系）048-500-90-49033（衛星系）

(イ) 一般加入電話

電 話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）、又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行うものとする。

ア 千葉県（県防災行政無線統制室）

(ア) 県防災行政無線

電 話 500-7225（地上系）012-500-7225（衛星系）

FAX 500-7110（地上系）012-500-7110（衛星系）

(イ) 一般加入電話

電 話 043-223-2178 FAX 043-222-5219

イ 総務省消防庁（消防庁宿直室）

（ア） 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電 話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）

FAX 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）

（イ） 一般加入電話

電 話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553

ウ 報告責任者の選任

市、県及び防災関係機関は、次の基準により、被害情報等の報告に係る責任者を定めておくものとする。

区 分	所 掌 事 務	県		市	防災関係機関
		本 庁	出先機関		
総括責任者	市、県及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	各部（局庁）ごとに1名	各機関に1名	総務課長	各機関に1名
取扱責任者	市、県及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	各課に1名（協力班を除く。）	海匠地域振興事務所は1名	総務課長が指定したもの	各機関において所掌事務等を勘案して定める。

別表1 被害の認定基準

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、即ち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、即ち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない（一部損壊）	準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、その住家の損害割合が10%未満のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

区 分		認 定 基 準
非 住 家 被 害	共通	住家以外の建築物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 準半壊、一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。
り災者		り災世帯の構成員とする。
そ の 他 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第 1 条 1 項に規定する病院（患者 20 人以上の収容施設を有するもの）とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
そ の 他 被 害	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって航行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	海岸	海岸法（昭和 31 年 5 月 12 日法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する「海岸保全施設」とする。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する「地すべり防止施設」とする。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。
	電気	災害による停電した戸数で、最も多く停電した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック・石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	田の流失・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
害	畑の流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水	

区 分		認 定 基 準
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害金額	共 通	災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかつこ外に朱書きするものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

5 災害時の広報

収集した災害の情報を市民にあらゆる手段を用い広報し、民心の安定を図る。

（１）実施機関

秘書広報部を窓口として、必要に応じて各防災関係機関が独自に行う。

また、この目的達成のため、各防災機関は相互に連携して、広報資料の情報交換に当たるものとする。

（２）広報活動

ア 匝瑳市災害対策本部が収集した情報及び対策を速やかに報道機関に発表する。

イ 匝瑳市災害対策本部が収集した情報及び対策を速やかに市民等及び関係機関に広報する。

ウ 広報活動は情勢の急速な推移に適応した媒体を活用する。

エ 被災地域に対する広報、広聴活動を次の方法によって行う。

（ア）報道機関（新聞・ラジオ・テレビ等）を通じて行う。

（イ）市、県及び匝瑳警察署が適当な広報媒体を活用し、直接市民等に対して行う。

（ウ）被災者又は一般市民等の要望等を聞くための広聴活動を行う。

オ 広報媒体の利用

（ア）広報活動資料並びに記録用として災害写真を撮影する。

（イ）新聞・ラジオ・テレビ、インターネット等を利用して適時に広報を行う。

（ウ）広報紙、チラシ、掲示物等を作成して配布又は適当な場所に貼付する。

（エ）広報記録映像を作成する。

（オ）広報車を利用して対策等の周知徹底を図る。

（３）広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木港湾施設関係

(オ) 農林水産関係

(カ) 商工業関係

(キ) 教育関係

(ク) その他

ウ 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

(ウ) その他一般市民及び被災者に対する必要な広報事項

エ 流言飛語の防止に関する情報

オ 交通規制等に関する情報

(4) 放送機関及び窓口

【放送要請機関及び窓口】

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送株式会社 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
株式会社ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
株式会社ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

第4節 水防計画（総務部、建設部）

1 計画方針

この計画は、水防法に基づき洪水、又は高潮等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、市内の各河川、海岸に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡及び輸送等を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

なお、災害時における水防上必要な事項は、千葉県水防計画によるものとし、特に定めのない場合は、本計画の他の規定に準ずるものとする。

2 水防機関

市は、建設部が中心となり、総務部及び消防機関をもって水防事務を処理するものとし、水防活動のため必要あるときは、その他各部及び建設業協会等の協力を求めるものとする。

3 水防の責任

（1）市

市は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

（2）千葉県（水防本部）

千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。

（3）知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

（4）市民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

4 安全配慮

洪水又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

なお、水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項については、次のとおりである。

（1）水防活動時にはライフジャケットを着用する。

（2）水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

（3）水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

（4）水防活動は、原則として複数人で行う。

5 水防対策本部

市は、水防に関する予報、注意報又は警報等により水害が発生すると予想されるときは、又は水害が発生したときは、水防法第3条により、市域における水防を十分に果たすべき責任を有す

るため、この計画により、本部長（市長）は水防対策本部を市役所内に設置する。

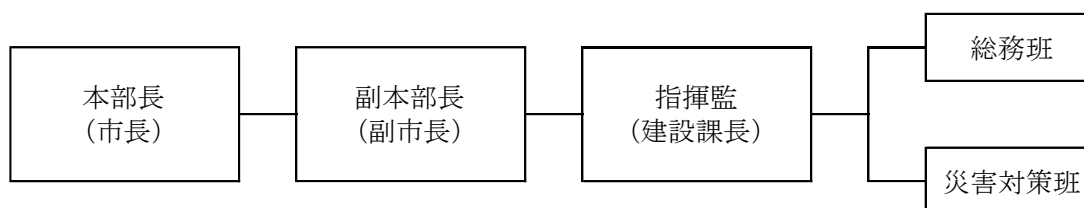
ただし、水防対策本部の組織では処理不可能と本部長が判断したときは、本計画に基づき災害対策本部を設置するものとし、同本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

なお、本部長は、水防対策本部設置と同時に消防組合へ伝達し、協力を要請するものとする。

6 水防組織及び事務分掌

組織及び事務分掌は、次のとおりとする。

（１） 組織系統



（２） 事務分掌

本部長（市長）	水防本部の事務を総括する。
副本部長（副市長）	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。 なお、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
指揮監（建設課長）	本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、水防本部員を指揮監督する。 なお、副本部長に事故あるときはその職務を代行する。
総 務 班	本部事務及び関係機関との連絡調整に関すること。
災 害 対 策 班	被害状況の把握及び応急復旧に関すること。

7 水防配備体制

水防対策本部が設置された場合の水防配備体制は、次のとおりとする。

種 別	配 備 内 容
水防注意体制 (第1配備)	水防本部員（建設部・総務部）若干名で水防事務に当たる。
水防警戒体制 (第2配備)	水防本部員（建設部・総務部）3分の1で水防事務に当たる。
水防非常体制 (第3配備)	水防本部員（建設部・総務部）全員で水防事務に当たる。

※ 昼間、夜間とも同じ体制とする。

【重要水防区域】

河川名	重 要 水 防 区 域	延 長
借当川	匝瑳市飯高～香取郡多古町中村新田に至る両岸	5,000m

第5節 避難計画（総務部、市民部、福祉部、建設部、学校教育部）

風水害等による災害に際し、市民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

この際、避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等、上階への移動を指示するものとする。

1 計画方針

災害に際し、危険地域の市民を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

市にあっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

2 実施機関

（1）避難の指示等

避難の指示等を発すべき権限のある者として第一次的な実施責任者である市長が実施する。また、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。

避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

ア 市長（災害対策基本法第60条）

イ 知事（災害対策基本法第60条5項）

ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

エ 水防管理者（市長（水防法第29条））

オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

カ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。（自衛隊法第94条））

（2）避難所の設置

ア 避難所の設置は、市長が行い、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行うこととすることができる。

エ 市単独で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の指示等

（1）避難の指示等の要件

災害による市民等の生命、又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節２（１）に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

ア 市長等の措置

（ア） 市長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに立退きの指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

なお、洪水、土砂災害及び高潮については、避難指示等に対応した５段階の警戒レベルを明確にし、その警戒レベルに基づく取るべき行動が分かるよう伝達し、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「緊急安全確保」等の安全確保措置を指示する。

なお、市長は、避難の指示等を行う場合、銚子気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

知事は、災害の発生により市がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

（イ） 市長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月改定）に基づき、洪水、土砂災害及び高潮等に対して５段階の警戒レベルを導入するとともに、避難指示等の避難情報について判断基準を整備するものとする。

なお、本市では、国の「避難情報に関するガイドライン」及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成２６年４月改定）に基づき、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成し、水害、土砂崩れ、高潮等に係る災害が発生した場合又は、発生するおそれがある場合には、同マニュアルに基づき避難指示等を発令する。

（ウ） 市長は、市民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により、市民の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、直ちに市民に避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに市長へ通知する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等緊急安全確保措置を指示することができる。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる市民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事又はその命を受けた水防本部構成員は、洪水又は高潮の氾濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の市民に対し避難のための立ち退きを指示する。

（2）避難指示等の内容

市長が避難指示等を行う場合は、状況の許す限り次に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難指示等の理由

オ その他必要な事項

（3）避難の措置と周知

避難の措置を実施したときは、当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 市民等への周知

避難の措置を実施したときは、防災行政無線を活用するほか、報道機関や自主防災組織の協力を得て周知徹底を図る。

イ 防災関係機関への連絡

市は県、匝瑳警察署及び消防組合等に避難の措置を行った場合においては、その内容について連絡するものとする。

（4）避難指示等の解除

市長は、危険が解消されたと判断される場合は、避難指示等を解除する。

4 避難誘導等

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- （1）避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずる。
- （2）危険な地域には、標示、なわ張りを行う他、状況により誘導員を配置する。
- （3）浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用して安全を期する。
- （4）高齢者、障害者等の避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- （5）市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意を得た上で、避難支援等関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。
- （6）誘導中は水没、感電等の事故防止に努める。
- （7）避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、原則として自主防災組織等の単位で集団的に行う。
- （8）市は、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で

身の安全を確保することができる場合は、市民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難が、かえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市民等への周知徹底に努めるものとする。

- (9) 県は、市と連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

5 避難所の開設・運営

(1) 開設の方法

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し受け入れ保護する。

避難所の運営については、「匠瑤市避難所運営マニュアル」に基づき、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策、性暴力・DVの発生防止等についても適切に対応するよう努めるものとする。

ア 市は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するものとするが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応するものとする。

なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

イ 本来の施設管理者の監督の下、市民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

ウ 避難所を開設した場合には、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応する。

エ 避難所の管理・運営に当たっては、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理・運営する者に加えるように努めるとともに、避難所における女性への配慮としては、更衣室やトイレ等、施設の利用上の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配布等、運営上の配慮に努める。

オ 市は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応できる環境を整えるために必要な資機材の備蓄や、速やかに調達できる体制の整備に努める。

カ 市は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるものとする。

キ 市は、ペットとの同行避難に備えて、「匠瑤市避難所運営マニュアル」及び県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの避難スペースを確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成及びペット同行避難に係る訓練の実施に努める。

ク 市は、避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト及び感染症対策備品の備蓄等、必要な措置を講じるよう努める。

ケ 市は、避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室等は昼夜問わず安心して使用

できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

(2) 災害救助法適用の場合の避難所設置に係る救助内容

ア 対象経費

- (ア) 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費
- (イ) 消耗器材費
- (ウ) 建物等の使用謝金、借上費又は購入費
- (エ) 光熱水費
- (オ) 仮設便所等の設置費
- (カ) 福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当市における通常の実費

イ 限度額

1人1日当たり330円以内とする。

ウ 避難所開設の期間

避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

6 安否情報の提供

市及び県は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

第6節 要配慮者の安全確保対策（総務部、市民部、福祉部）

風水害により、市民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、要配慮者のうち、自ら避難することが困難で、避難に支援を要する避難行動要支援者については、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 要配慮者の安全確保

（1）避難誘導等

要配慮者については、避難支援等関係者が中心となり、避難誘導や必要な支援を行う。

特に、災害時の迅速な避難が困難である避難行動要支援者への避難誘導・支援に当たっては次の事項に留意して行うものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

イ 危険な場所には、表示及びなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること。

ウ 状況により、要配慮者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会、自治会等の単位で行うこと。

オ 避難誘導等、支援に当たっては、避難支援者自身の安否を確保するよう配慮すること。

（2）安否確認

避難行動要支援者名簿等を活用し、避難支援等関係者を中心として地域の協力を得ながら、速やかに避難行動要支援者の被災状況及び避難状況の把握に努める。

2 避難所の開設、要配慮者への対応

（1）避難所の開設は、第5節の避難計画による。

市は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

さらに、必要に応じて、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所の開設について調整を図るものとする。

避難所における支援として、具体的には、次の3点が考えられる。

ア 避難所における要配慮者相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

また、県は避難所における高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下を防ぐため、市から要請があった場合等、必要に応じて、「千葉県災害福祉支援チームの派遣に関する基本協定」により、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）を避難所へ派遣する。

市は、要請を行った場合における千葉県災害福祉支援チームの受け入れ体制等についてあらかじめ検討しておく。

（2）外国人に対する対応

県は、災害の状況に応じ、公益財団法人ちば国際コンベンションビューローと連携して、災害時多言語支援センターを設置し、日本語の理解が十分でない外国人向けに多言語での災害状況や支援に関する情報の提供を行う。

また、被災地における語学ボランティアの需要状況を基に、派遣先や必要な派遣人員等を被災市町村等と調整の上、援助を必要としている避難所等へ同財団に登録されている語学ボランティアを派遣する。

市は、多言語による広報等に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に配慮した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の設置

避難所の一般スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、「福祉避難所の確保に関する協定」を締結した要配慮者利用施設等と調整を図り福祉避難所として設置する。

- (1) 福祉避難所の設置は、市長が発災後に福祉避難所の確保に関する協定を締結した施設の管理者と連絡を取り、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

- (2) 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。
- (3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

【第5編資料編 2 条例・拠点関連 福祉避難所一覧】

4 避難所から福祉避難所への移送

市は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害等により通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市は、福祉避難所の確保に関する協定を締結した施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、関連団体と協力して、市民等に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

6 被災した要配慮者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者、障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めると

ともに、福祉仮設住宅の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う体制づくりに努める。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第7節 救助救急・医療救護活動（総務部、保健部、建設部、医療部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

消防組合、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるとき、市は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

1 救助・救急

（1）活動体制

消防組合及び警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、旭匝瑳医師会、日赤県支部等の関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

（2）救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
匝瑳市横芝光町 消防組合	救助・ 救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 （1）延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 （2）延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 （3）同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 （4）傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防組合、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力の下に行う。

	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
警察署		1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。
海上保安部		1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

2 水防活動

風水害等の発生に対する水防活動については、「千葉県水防計画」に基づき実施する。

3 危険物等の対策

(1) ガス等の保管施設の応急措置

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
千葉県	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。
匝瑳市横芝光町消防組合	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業保安監督部	1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。

ガス事業所	1 ガスホルダーの受入れ、送金の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。
-------	---

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び消防組合は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
千葉県	延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。 1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。 2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。
関東東北産業保安監督部	火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
千葉県	次の各項の実施について指導する。 1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置 2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措施 3 災害時における保健所（健康福祉センター）、警察署又は消防組合に対しての連絡通報

県教育委員会	災害時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。
	1 災害時の任務分担
	2 出火防止及び初期消火活動
	3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止
	4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止
	5 児童生徒等に対する、災害時における緊急措置に関する安全教育の徹底
	6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等
	7 避難場所及び避難方法

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

【機関別対応措置】

機 関 名	対 応 措 置
匝瑳市横芝光町消防組合	1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
警察署	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
関東東北産業保安監督部	1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。 3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 1 災害時の緊急連絡設備を整備する。 2 災害時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。
日本貨物鉄道株式会社	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、ＪＲ貨物における応急措置要領（危険品貨物応急措置便覧）に従

機 関 名	対 応 措 置
	い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講ずるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

4 医療救護

災害時においては、本計画及び県が策定した「千葉県災害医療救護計画」に基づき医療救護活動を展開するものとする。

(1) 関係者とその役割

ア 市民

- (ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- (イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- (ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 市（保健部・医療部）

(ア) 保健部

- a 大規模な災害が発生し、医療救護活動を実施する必要が生じた場合、救護本部及び救護所を設置する。
- b 医療救護活動を行うに当たり必要と認めるときは、一般社団法人旭匠瑤医師会及び一般社団法人香取匠瑤歯科医師会に対し、救護班の編成及び派遣を要請する。
- c 市の医療部が編成する救護班と、一般社団法人旭匠瑤医師会及び一般社団法人香取匠瑤歯科医師会が編成する救護班が協力して医療救護活動を行えるよう連絡調整を行い、救護班の補助を行う。
- d 応急救護に必要な医薬品や資機材の調達を図る。
- e 感染症や生活不活発病の防止等の防疫活動を行う。

(イ) 医療部

- a 災害時から地域医療の復旧に至るまで、市民等に対する医療救護活動を行う。
- b 本計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- c 災害時において、医療救護活動のため必要な場合、救護班を編成し、県の災害医療本部及び海匠保健所（海匠健康福祉センター）が設置する合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携の下に医療救護活動を実施する。

ウ 県

- (ア) 市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市に対し、医療救護活動の応援を行う。
- (イ) 県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。
- (ウ) 千葉県地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）^{注26}及び災害派遣精神医療チーム（以

^{注26} 災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）

災害急性期において、被災者に対する救急治療を行う専門的な医療チームで、医師、看護師及び事務調整員（医師、看護師以外の医療職及び事務職員）で構成される。

下「DPAT」という。)注²⁷の編成、派遣の検討に関することを含む)の整備を図る。

(エ) 災害時には、県庁に災害医療本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な関係の下に医療救護活動を実施する。

(オ) 保健所(健康福祉センター)所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な関係の下に医療救護活動を実施する。

エ 医療機関

市内における医療機関の状況は、資料編に掲載のとおりとする。

【第5編資料編 6 体制・連絡関連 市内医療機関一覧】

オ 薬局

市内における薬局の状況は、資料編に掲載のとおりとする。

【第5編資料編 6 体制・連絡関連 市内薬局一覧】

カ 災害協定締結団体

一般社団法人旭匠瑤医師会及び一般社団法人香取匠瑤歯科医師会

(2) 災害時の活動

ア 指揮と調整

(ア) 大規模災害が発生し又は発生するおそれがあり、医療救護活動のため必要な場合、災害時の医療救護を担当する部署として、県においては災害医療本部を、市においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。

(イ) 県は災害医療本部内に、DMAT調整本部を置く。DMAT調整本部長は、県内で活動するDMATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部等を設置してDMATを配置し、指揮及び調整を行わせる。

(ウ) 県は災害医療本部内に、DPAT調整本部を置く。DPAT調整本部長は、県内で活動するDPATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて保健所(健康福祉センター)等にDPAT活動拠点本部等を設置してDPATを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPATや他の医療救護班との調整を図る。

(エ) 市の救護本部は、必要に応じて合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

イ 医療救護の対象者

本節における傷病者等は次のとおりとする。

(ア) 災害に起因する負傷者

(イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患(精神疾患を含む)を有する者

(ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者

(エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

市及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、

注²⁷ 災害派遣精神医療チーム(Disaster Psychiatric Assistance Team)

被災者及び支援者に対する精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な精神医療チームで、精神科医師、看護師及び事務調整員(医師、看護師以外の医療職及び事務職員)で構成される。

次について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 避難所及び救護所の設置状況
- (エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

エ 医療救護活動の実施

- (ア) 市及び県は、緊密な連携の下に協力して医療救護活動を行う。
- (イ) 市長は、市の医療救護に関する計画に基づき、市が編成した救護班と一般社団法人旭
匠瑤医師会及び一般社団法人香取匠瑤歯科医師会が編成する救護班が協力して医療救護
活動を行えるようにする。

なお、市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他
関係機関の応援、災害派遣要請に基づく自衛隊の救援を得て実施する。

- (ウ) 救護班が行う医療救護の活動は、負傷者の選別（トリアージ）、医療機関への搬送者の
選別、救急活動等とし、原則、救護所において実施する。
- (エ) 市は、海匠保健所（海匠健康福祉センター）により合同救護本部が設置されたときは、
職員を派遣する等により合同救護本部の活動に協力し、近隣市町村と連携した医療救護
活動を実施する。
- (オ) 市は、指定避難所及び自然発生的にできた避難所の公衆衛生ニーズを把握し、海匠保
健所（海匠健康福祉センター）と連携し、被災者の健康維持のための対策を実施する。
- (カ) 市は、大規模な災害が発生し、医療救護活動を実施する必要性が生じた場合、救護所を
設置する。

救護所の設置場所は、市域の被害状況を考慮した上で、最も安全で資機材搬送の利便
性が高い施設等から選定することとし、国保匠瑤市民病院の敷地内を第一候補地とする。
ただし、傷病者の発生状況に応じて、救護本部の設置場所であり、医療救護活動に必要な
医療材料品等を保管している保健センター若しくはその他の避難所等に設置する。

また、救護所を設置し運営した場合は、その状況を海匠保健所（海匠健康福祉センタ
ー）の合同救護本部に報告するとともに、広域災害救急医療情報システム（EMIS）
への入力を行うものとする。

- (キ) 市は、救護所における通信機器の整備及び連絡手段の確保に努める。
- (ク) 知事は、市長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市の傷
病者等に対する医療救護活動を行う。
- (ケ) 知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。
 - a 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。
 - b 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。
 - c 医療チームの編成、派遣に関すること。
 - d 患者の搬送及び受入れの調整に関すること。
 - e 医療機関、医療チームへの支援に関すること。
 - f 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。
 - g その他の傷病者等の医療救護に関すること。

オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保

- (ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じて、災害時の速やかな受け入れに努める。
- (イ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。
- (ウ) 搬送先の確保を要請された医療救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、県の災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた県の災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

- (ア) 市は、傷病者等を救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- (イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。
- (ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市長又は知事に要請する。
- (エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から救護所へは市が、救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携の下に実施する。なお、総務部と保健部が連携し、他部の協力を得て行うものとする。
- (オ) 市民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

市長は、必要に応じて、国保匠瑤市民病院の救護班に出動を命じ、一般社団法人旭匠瑤医師会及び一般社団法人香取匠瑤歯科医師会の長に救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。

ク 医薬品等の確保

災害時における医薬品等の確保については、原則として次のとおりとする。

- (ア) 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて救護所等に提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、海匠保健所（海匠健康福祉センター）の合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に提供を要請する。
- (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、海匠保健所（海匠健康福祉センター）の合同救護本部を通じて、県の災害医療本部に供給を要請する。
- (ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市の求めに応じて提供する。救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。
- (エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

ケ 地域医療体制への支援

市又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市の救護本部又は海匠保健所（海匠健康福祉センター）の合同救護本部の調整の下に、巡回診療等を行い、地域の医療体制の

復旧を支援するよう努める。

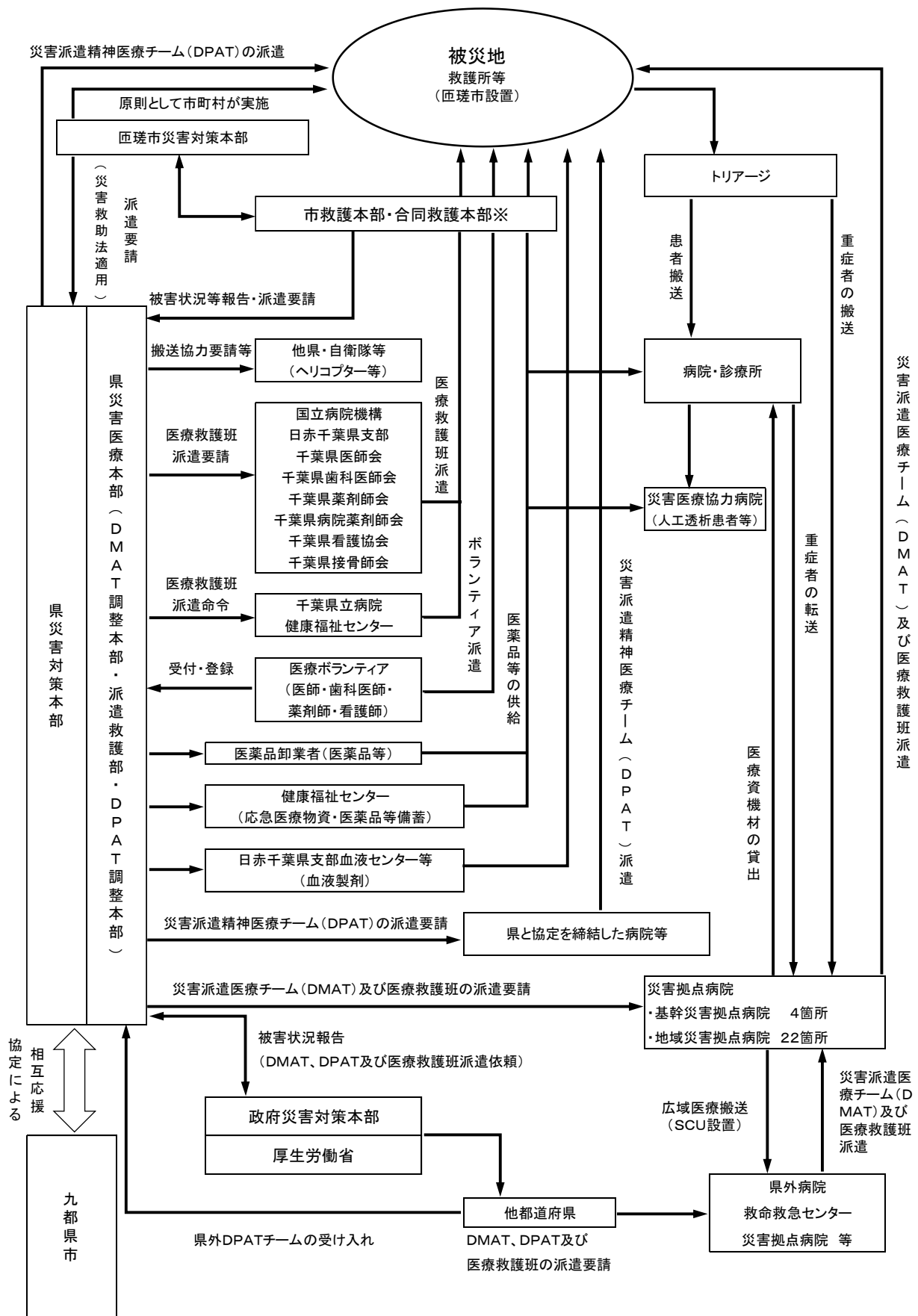
(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

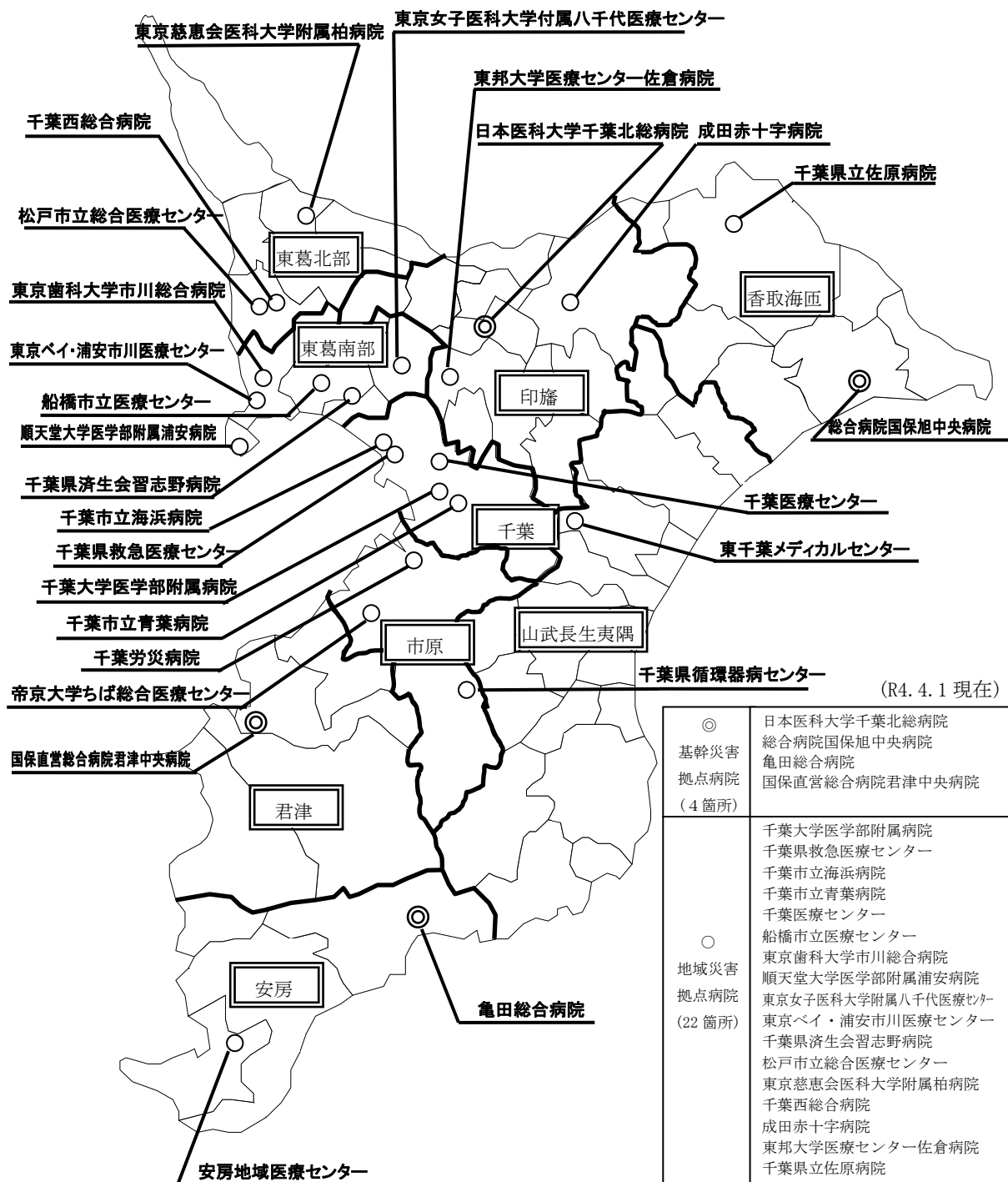
(4) 医療救護体制図について

医療救護体制については次のとおりである。



※印旛・香取・海匠・山武・長生・夷隅・安房・君津の保健所(健康福祉センター)所管区域単位で設置する合同救護本部

災害拠点病院一覧図



◎ 基幹災害 拠点病院 (4箇所)	日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院
○ 地域災害 拠点病院 (22箇所)	千葉大学医学部附属病院 千葉県救急医療センター 千葉市立海浜病院 千葉市立青葉病院 千葉医療センター 船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 千葉西総合病院 成田赤十字病院 東邦大学医療センター佐倉病院 千葉県立佐原病院 東千葉メディカルセンター 安房地域医療センター 帝京大学ちば総合医療センター 千葉県循環器病センター 千葉労災病院

第8節 警備・交通の確保・緊急輸送対策（総務部、建設部、産業部）

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 千葉県警察災害警備実施計画

（1） 災害警備の基本方針

警察は、災害が発生し又は、発生するおそれがある場合は、他の防災関係機関と連携の下、人命の保護を第一に被災者の救出救助、交通規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たるものとする。

（2） 警備体制

警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

市内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

イ 対策室

災害発生のおそれがある場合及び被害程度が小規模の場合等

ウ 災害警備本部

大規模被害が発生し、又は発生するおそれがある場合等

エ 情報連絡員（リエゾン）の派遣

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合

（3） 災害警備活動要領

ア 要員の参集又は招集

イ 災害情報等の収集及び救出・救助活動

ウ 関係機関との連携

エ 装備資機材の運用

オ 通信の確保

カ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

キ 危険箇所に対する警戒及び避難誘導

ク 各種広報活動

ケ 災害の拡大防止と二次災害の防止

コ 報道発表

サ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

シ 死体の見分、検視、身元確認等

ス 交通対策

セ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り・相談活動）

ソ 協定に基づく関係機関への協力要請

タ その他の諸対策

2 銚子海上保安部非常配備計画

海上における大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

(1) 非常配備 甲

- ア 予想される大規模犯罪の当事者及び関係者等に対する指導・説得等に関する事項
- イ 大規模犯罪の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な船舶の航行を制限する等の安全対策に関する事項
- ウ 関係機関との協議及び協力に関する事項
- エ その他予想される事案に対する措置に関する事項

(2) 非常配備 乙

- ア 海難の発生するおそれがある船舶等に対する避難勧告、移動命令等の実施に関する事項
- イ 大規模海難等の発生が予想される海域における一般船舶の安全を確保するために必要な船舶の航行を制限する等の安全対策に関する事項
- ウ 関係機関との協議及び協力に関する事項
- エ その他予想される事案に対する措置に関する事項

3 交通規制計画

(1) 被災施設の応急対策方法

ア 交通支障箇所の調査

建設部及び産業部は、その管理に属する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

イ 調査及び報告

- (ア) 建設部及び産業部は、調査の結果、支障箇所を発見した場合は、速やかにその路線名、箇所、被害拡大の有無、う回路線の有無その他被災の状況等を市長（本部長）に報告する。
- (イ) 市長（本部長）は、報告を受けたとき、その状況を直ちに市の区域を管轄する関係機関の長に報告する。

(2) 交通規制

道路管理者の交通規制

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(3) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認

- (ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。
- (イ) 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災

害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(ウ) 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

イ 緊急通行車両の事前届出・確認

(ア) 公安委員会は、指定行政機関等が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(イ) 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

(ウ) 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(3)アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記(3)イの標章及び確認証明書を交付する。

4 輸送車両等の確保

災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策の実施に必要な人員資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(1) 実施

災害対策本部長（市長）の指揮の下に、災害応急対策実施責任者の要請により実施する。

(2) 輸送方法

ア 自動車輸送

イ 軌道車輸送

ウ 航空機輸送

(3) 自動車輸送

ア 調達順序

第1位 公共機関所有車両

第2位 営業用車両

第3位 一般自家用車両

（注）自衛隊車両については、状況により適切に知事に対して要請を依頼する。

イ 一般社団法人千葉県トラック協会の協力

トラックを必要とする場合、状況により県を通じて一般社団法人千葉県トラック協会に依頼する

ウ 市所有車両

市が所有する車両は、第5編資料編に掲載のとおりである。

【第5編資料編 3 資機材関連 公用車一覧表】

(4) 緊急輸送

災害時の被害者の救援・救護活動及び緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、臨時ヘリポート等の輸送施設や輸送拠点を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを構築していく。

ア 緊急輸送道路

県は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等を1次路線と、また1次路線を補完し市町

村役場等を相互連絡する県道等を２次路線と、あらかじめ千葉県緊急輸送道路を機能別に分類している。

市内における千葉県緊急輸送道路は、次のとおりである。

機 能	路線種別	路 線 名	起 点	終 点	管 理 者
１次路線	国道	一般国道 ２９６号	船橋市 宮本	匝瑳市 仲町	県
	国道	一般国道 １２６号 他２路線	銚子市 三軒町	千葉市 稲毛区天台	県、 千葉市
２次路線	主要地方道	飯岡一宮線	旭市 下永井	一宮町 鳴山	県
	主要地方道	八日市場 野栄線	匝瑳市 八日市場イ	匝瑳市 野手浜	県

イ 臨時ヘリポート

陸海による輸送を更に強化するため、臨時ヘリポートを開設する。

５ 規制除外車両の確認等

（１） 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、規制除外車両とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

（２） 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記３（３）を準用する。

（３） 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記３（３）を準用する。

６ 道路啓開

道路管理者は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」等交通上重要と認められる路線を最優先に一般社団法人千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧等の道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第７６条の６の規定に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行

われることがあることを周知するものとする。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定して次を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1) の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。

第9節 救援物資供給活動（総務部、環境生活部、産業部、八匠水道企業団）

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救援物資、要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市からの要請等に基づき、県は、食料及び生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。そのため、市は、「プッシュ型」支援等も視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水

八匠水道企業団は災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない市民に対して、八日市場配水場及び光調整池等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

（1）実施機関

ア 飲料水の供給は、八匠水道企業団による協力の下、市長が行い、環境生活部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

イ 市長は、市単独で処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業体は、市が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

（2）給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

（3）八匠水道企業団による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、災害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する

イ 広報

災害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

2 食料・生活必需物資等の供給体制

災害により食料の配給販売機関等が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができない被災者に対し応急的な炊出しを行い、又は住家に被害を受けたため一時縁故先等へ避難する者に対し、必要な食料を支給することにより、被災者の食生活を保護する計画とする。

なお、千葉県が定めた「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本方針」に基づく備蓄計画の策定を検討する。

(1) 実施機関

ア 食料の供給は、市長が行い、産業部がこれに当たる。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長がこれを補助する。

イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の救助の実施を待つことができないときは、救助に着手するものとする。

ウ 市長は、市単独で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法による炊出しその他による食品の給与

災害救助法を適用した場合の、炊出しその他による食品の給与は、次のとおりである。

ア 炊出しその他による食品の給与を受ける者

(ア) 避難所に避難している者

(イ) 住家に被害を受け又は災害により現に炊事のできない者

イ 炊出しその他による食品給与の方法

(ア) 炊出しその他による食品の給与は、次項の調達計画による米穀、乾パン又は一般食料品店等から購入した弁当、パン等により行い、給与に当たっては、被災者が直ちに食することができる現物を給する。

(イ) 米穀による炊出し給与は、市長が、匝瑳市赤十字奉仕団等の協力を得て、炊出し設備等により炊飯して行う。

(ウ) 炊出し給与のための調味料、副食品等は関係業者等から調達し、これに充てるものとする。ただし、本市において調達が不可能、又は必要数量に満たない等の際には、その補給について知事に要請する。

ウ 炊出しその他による食品給与の経費内容及び限度額

(ア) 経費内容

主食費、副食費、燃料費、機械・器具及び備品等の使用謝金又は借上費、消耗器材費及びその他の雑費とする。

(イ) 限度額

一人1日当たり1,180円以内とする。

エ 炊出しその他による食品給与の期間

災害発生の日から7日以内とする。

(3) 政府所有米の調達

市長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請する。知事は、農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業体から当該米穀の引き渡しを受ける。

交通通信が途絶し、災害地が孤立して上記の手続きが取れない場合は、市長は直接農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。この場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農産局長に連絡する。

【第5編資料編 5 報告・要請様式 災害救助用米穀の引渡要請書】

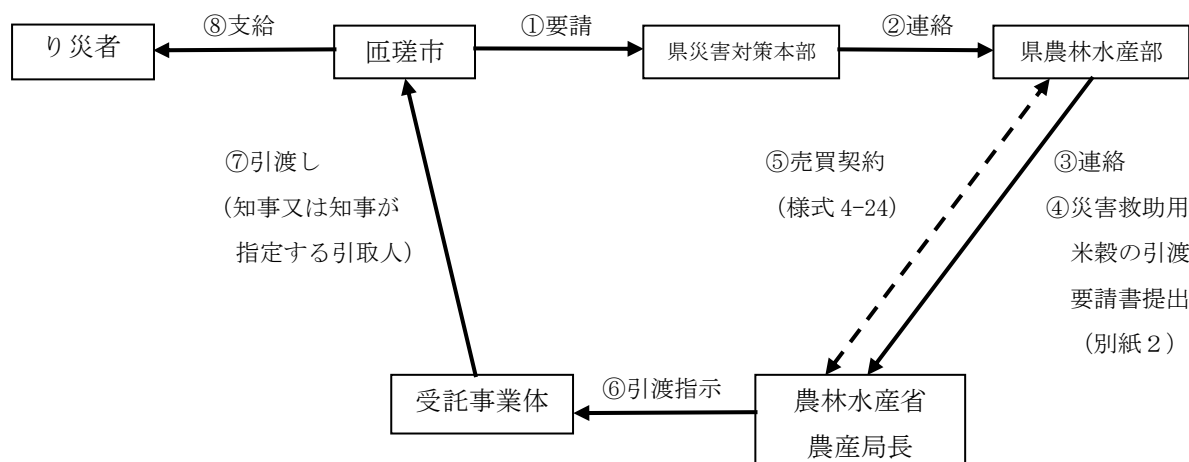
(4) 市備蓄物資の活用

市備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

(5) 政府所有米穀の受渡し系統図

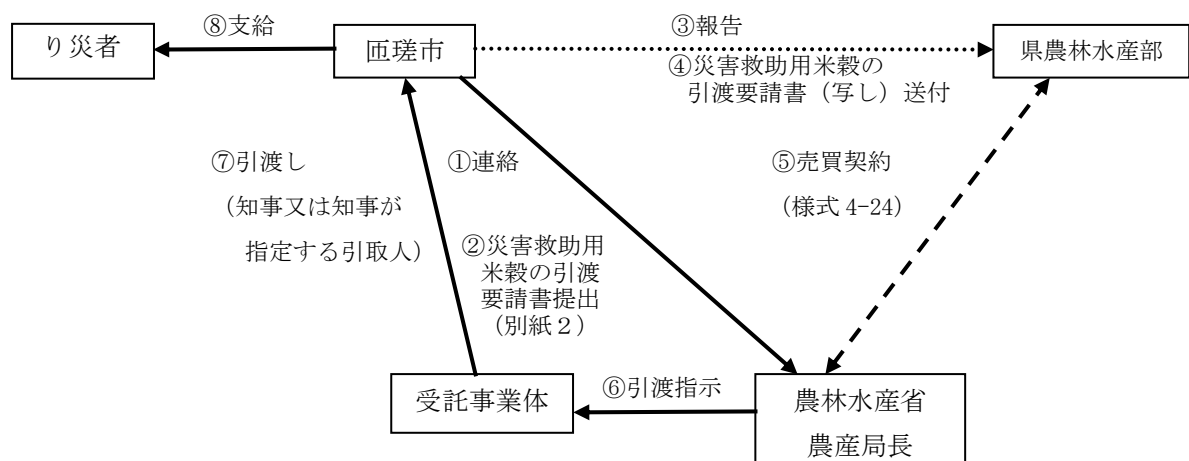
【Ⅰ 市からの要請を受け、県が農産局長に要請する場合】

市から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農産局長に要請し、売買契約（様式4-24）を締結する。



【Ⅱ 直接、市が農産局長に要請する場合】

市が直接、農産局長に供給要請した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農産局長に連絡する。



第10節 広域応援の要請及び市外支援（総務部）

大規模災害時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導の下、体制整備に努めるものとする。

1 国等に対する応援要請

（1） 職員の派遣要請又は斡旋

ア 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

イ 知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

（2） 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。

千葉県公安委員会は、広域緊急援助隊の派遣の要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

2 千葉県大規模災害時応援受援計画

県は、大規模な自然災害時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

（1） 救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。

広域防災拠点（広域活動拠点等） 4施設（県内32施設）

支援ゾーン	施設名	備考（用途）
海匝・山武ゾーン	県東総運動場	自衛隊
	昭和の森	自衛隊
	旭文化の杜公園	消防、警察
	松尾運動公園	消防、警察

（2） 医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点（災害拠点病院等）と連携し、県外からのDMATの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。

広域防災拠点（災害拠点病院等） 2施設（県内26施設）

支援ゾーン	施設名
海匝・山武ゾーン	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター

(3) 救援物資

平成25年1月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

広域防災拠点（広域物資拠点） 民間営業倉庫

支援ゾーン	施設名
海匝・山武ゾーン	民間営業倉庫

※ 民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年4月に情報を更新する。

(4) 災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域防災拠点（広域災害ボランティアセンター） 1施設（県内5施設）

支援対象地域 (おもな支援対象)	名称	備考
海匝・山武・長生地域	九十九里広域災害ボランティアセンター	さんぶの森公園

(5) 運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続きについては、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、広域防災拠点の運用を図る。

3 県の市町村への応援

(1) 情報連絡員（リエゾン）の派遣について

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報を収集する。

(2) 物的支援について

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

(3) 人的支援について

県は、市町村から職員派遣の要請がある場合、又は、情報連絡員が市町村の支援ニーズを把握した場合、災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等について、次のとおり調整等を行い、人的支援措置を速やかに講ずるものとする。

ア 県応援職員の派遣調整

イ 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく、市町村応援職員の派遣調整

ウ ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づく、国への応援要請

4 市町村間の相互応援

(1) 市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

(2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

ア 応援をすべき市町村名

イ 応援の範囲又は区域

ウ 担当業務

エ 応援の方法

(3) 市長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

(4) 兵庫県宍粟市と本市が締結した災害時等相互応援に関する協定に基づき、それぞれの市において災害が発生した場合に、被災市が応急対策及び応急復旧を円滑に遂行できるよう被害の状況に応じ、支援を行う。

5 消防機関の応援

(1) 消防組合は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

(2) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防救助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

(3) 消防組合は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニ

ュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防組合による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

6 水道事業体等の相互応援

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。

7 資料の提供及び交換

- (1) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。
- (2) 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

8 匝瑳市災害時受援計画

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、令和4年3月に策定した匝瑳市災害時受援計画に基づき、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

9 経費の負担

国から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

10 民間団体等との協定等の締結

市は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、既に協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

11 広域避難

(1) 広域避難の調整手続等

ア 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

ウ 市は、県に対し、受入れ先の候補となる地方公共団体及びその地方公共団体における避難者の受入れ能力(施設数、施設概要等)、広域避難について助言を求めることができる。

エ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供するこ

とについても定める等、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(2) 広域避難者への支援

ア 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、市及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

イ 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

第 1 1 節 自衛隊への災害派遣要請（総務部）

大規模な災害が発生し、市民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

1 災害派遣の要請

知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

（１） 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び当該市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

（２） 知事が要請する暇がない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

市長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

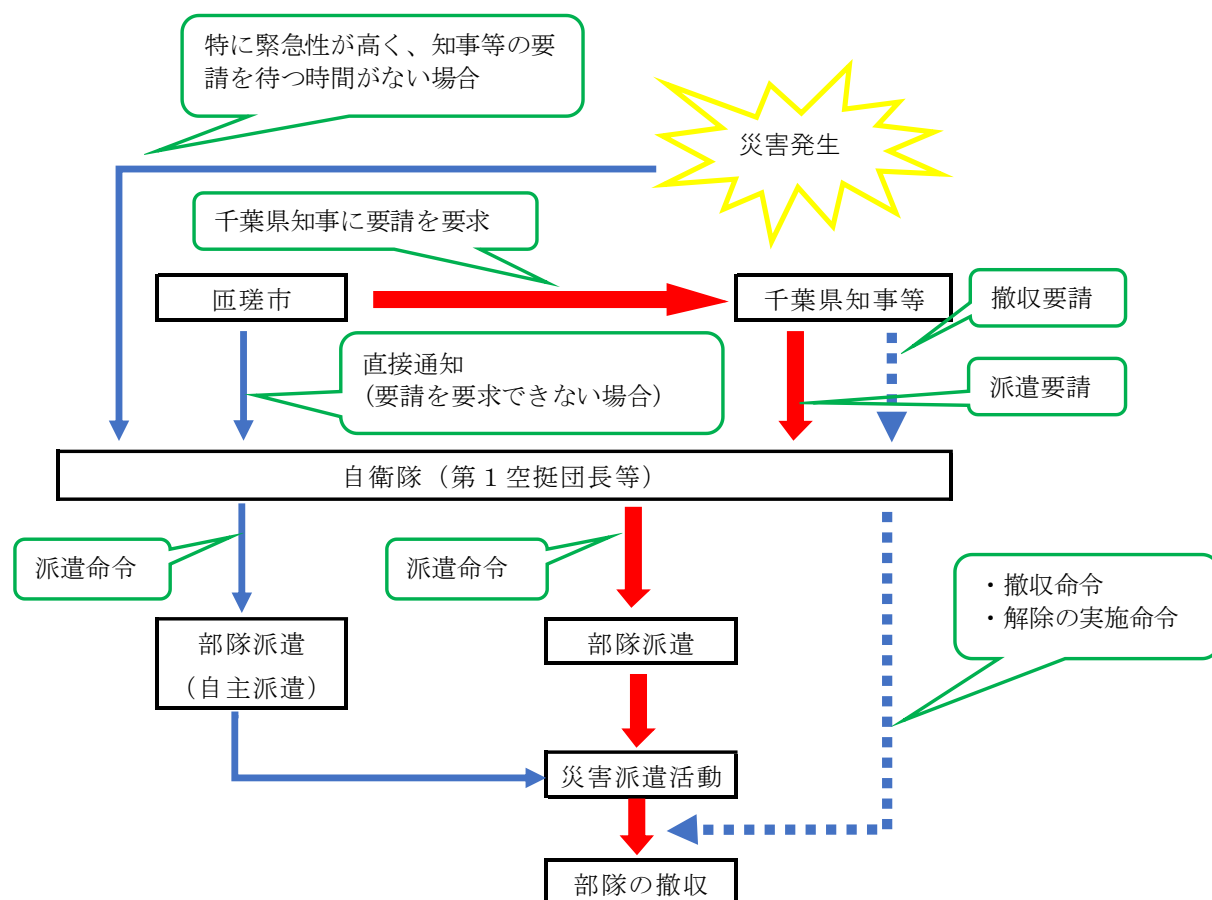
イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 災害派遣要請の手続等

(1) 要請者

千葉県知事

(2) 要請手続

ア 知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合にあつては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉災害隊区長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

ウ 要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在
陸上自衛隊に 対するもの	第 1 空挺団長	〒 2 7 4 - 8 5 7 7 船橋市薬円台 3 - 2 0 - 1
	高射学校長	〒 2 6 4 - 8 5 0 1 千葉市若葉区若松町 9 0 2
	第 1 ヘリコプター団長	〒 2 9 2 - 8 5 1 0 木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒 2 7 0 - 2 2 8 8 松戸市五香六実 1 7
海上自衛隊に 対するもの	横須賀地方総監	〒 2 3 8 - 0 0 4 6 横須賀市西逸見町 1
	下総教育航空群司令	〒 2 7 7 - 8 6 6 1 柏市藤ヶ谷 1 6 1 4 - 1
	第 2 1 航空群司令	〒 2 9 4 - 8 5 0 1 館山市宮城無番地
航空自衛隊に 対するもの	中部航空方面隊司令官	〒 3 5 0 - 1 3 9 4 狭山市稲荷山 2 - 3

(3) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請又は自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

4 知事への災害派遣要請の要求

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市長が行う。

(2) 市長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出（連絡）先 防災危機管理部防災対策課

イ 提出部数 1 部

ウ 記載事項

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

5 自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

県防災危機管理部及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

(2) 連絡班の派遣

知事は、災害が発生又は発生のおそれのある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

(3) 連絡所の設置

県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎 1 0 階に、状況等により指揮連絡上最も適切なところに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

6 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

知事及び市長は、自衛隊の活動が他の災害救助、復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

知事及び市長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資器材を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め市民との連絡調整を実施する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

知事及び市長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議の上、使用調整を実施し部隊に通知する。

(4) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防組合に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市等が提供するものを使用する。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市等の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

コ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

サ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

シ その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣部隊の撤収要請（防災危機管理部）

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長と協議を行う。

8 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

9 自衛隊の即応態勢

(1) 情報収集

千葉県内で気象警報（大雨、洪水及び津波）が発表され被害が予想される又は情報入手が必要な場合、利根川、江戸川水域での避難判断水位到達時、千葉県内で突発的災害発生時、その他情報収集が必要と判断される事態が生じた場合、情報収集態勢を強化する。

(2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

(イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

第12節 学校等の安全対策・文化財の保護（学校教育部、社会教育部）

災害時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援も行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立

（1）公立学校

ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 事前準備

- （ア）校長は、学校の立地条件等を考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- （イ）校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - a 計画的に防災にかかわる施設及び設備の点検整備を図ること。
 - b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
 - c 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
 - d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
 - e 通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅困難になる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努めること。

ウ 災害時の体制

- （ア）校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- （イ）校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。
- （ウ）校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置を取り、教育委員会に報告する。
- （エ）校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定する等、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。
- （オ）校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行う等災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- （カ）応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

- （ア）校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

- (イ) 教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
 - (ウ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供すること等により、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。
 - (エ) 教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保すること等、早期の授業再開を支援する。
- (2) 私立学校
- ア 防災教育の一層の充実
市は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練等の体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）、他者や地域の防災に貢献できること（共助）等、発達段階に応じた防災意識の向上に努めるものとする。
 - イ 事前準備
校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周徹底を図る等、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講ずる。
また、避難所に指定されている学校は、市と運営方法について、あらかじめ協議しておく。
県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。
 - ウ 災害時の体制
校長は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置を執るとともに、被害状況等を市及び県総務部学事課に報告する。
 - エ 災害復旧時の体制
校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

2 学用品の調達及び支給

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具、通学用品等の学用品を給与する。

(1) 実施機関

教材・学用品の給与は、市長が行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

(2) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

(イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、

専修学校及び各種学校の生徒)

(ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

(ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

(イ) 被害別、学年別の学用品購入(配分)計画を立てて行う。

(ウ) 実際に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

3 授業料等の減免・育英補助の措置

(1) 県

ア 授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ 育英補助の措置

被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

(2) 市

市は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4 学校給食の実施

県は、学校の再開後、学校給食を再開するに当たっては、市町村等の要請に応じ、指導及び助言を行う。

また、市等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に公益財団法人千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5 文化財の応急対策

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 県は、市及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。
また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

イ 市は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

イ 市は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

第13節 帰宅困難者等対策（総務部、市民部）

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

風水害の場合は、一定の予測が可能であり、交通機関の停止等により大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、市は、市民、企業、学校等関係機関に対し、国、県、周辺市町村と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2 企業、学校等関係機関における施設内待機

企業及び学校等関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

4 帰宅困難者等への情報提供

県及び市は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法等について、テレビ・ラジオ放送やホームページ等を活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携して防災メールや緊急速報メール、千葉県防災ポータルサイト、SNS等を活用した情報提供についても検討する。

5 一時滞在施設の確保

市は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会が作成した「帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針」を参考に、所管する施設から耐震性等の安全性を考慮した上で、大規模集客施設や駅等の滞在者を一時的に受け入れられるための一時滞在施設を確保するよう努める。

第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策（総務部、環境生活部、保健部、福祉部、医療部、警防部、匝瑳市横芝光町消防組合）

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響がある場合又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

1 保健活動

（1）避難所等巡回による被災者の健康管理

保健部は、海匝保健所（海匝健康福祉センター）と連携して避難所等を巡回し、被災者の健康状態の把握、保健指導、栄養指導及び衛生状態の保持等の健康管理に努める。

（2）二次健康被害の予防

保健部は、海匝保健所（海匝健康福祉センター）と連携し、災害発生後早い時期から、避難所等において健康相談が実施できる体制を構築するとともに、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

（3）活動体制の整備

保健部及び海匝保健所（海匝健康福祉センター）は、平常時から避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、保健部は上記（1）及び（2）を実施する保健師・栄養士等の応援派遣の必要人員について検討し、海匝保健所（海匝健康福祉センター）に報告する。

海匝保健所（海匝健康福祉センター）は、積極的に市の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て、保健師・栄養士等を派遣するとともに、市の要請を県健康福祉部に報告する。

2 飲用井戸及び小規模水道等における飲料水の安全確保

海匝保健所（海匝健康福祉センター）では飲料水の検水を実施していないため、災害により飲用井戸等における飲料水の汚染等のおそれがある場合、環境生活部は、必要に応じて飲料水の検水を民間検査機関に依頼する等、安全確保を図るものとする。

海匝保健所（海匝健康福祉センター）は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

3 防疫

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

（1）防疫体制の確立

市は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

(2) 実施主体

災害時の防疫活動は、感染症法に基づき、環境生活部及び保健部は、海匝保健所（海匝健康福祉センター）と連携し、実施する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 市の業務

(ア) 防疫措置の強化

災害の規模に応じ、環境生活部と保健部は、班を編成し、対策の推進を図る。

a 防疫・検水調査班

飲料水等の確保等及び消毒活動を中心的に行う。

b 検病班

感染症患者及び無症状病原体保有者の早期発見、発生防止を行う。

検病班は、医療救護班の協力を得るものとする。

(イ) 広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

(ウ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(エ) 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

イ 県の業務

(ア) 予防及びまん延防止

保健所（健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、注意深く監視を行うよう努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

(イ) 市に対する指示及び命令

県は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき必要な指示、命令を行うものとする。

(ウ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により、消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

(エ) 指定感染症に関する情報共有

保健所（健康福祉センター）は、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市と連携し情報共有を図る。

(4) 患者の入院

海匝保健所（海匝健康福祉センター）は、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

防疫用薬剤及び井戸水消毒液、資器材等は、市内取扱い業者から直接調達する。また、県は、市町村からの要請に応じて供給できるよう、初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円

滑化を図るものとする。

(6) 報告

市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時海匝保健所（海匝健康福祉センター）に報告する。

4 死体の搜索処理等

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容は警察及び海上保安部が行い、処理、埋葬は市長が行い、福祉部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

イ 市単独で処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

ウ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所及び死体安置所）の確保は、県・市が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、

ア 市長は、検案医師等について、必要に応じて国保匝瑳市民病院に出動を命じ、旭匝瑳医師会長、香取匝瑳歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

(3) 災害救助法による救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

(ア) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合に漂着した地域の市町村長は、直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する都道府県知事に遺体の

漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

- c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号、全文改正）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察当局から遺族又は市町村等の関係者に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

ウ 埋葬

災害の際死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族が埋葬を行う事が困難な場合又は、死亡した者の遺族がない場合に応急的に埋葬を行うもの。

(ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

(イ) 埋葬の方法

- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬は、原則として棺、骨つば等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

(4) その他

ア 県警察における計画

(ア) 死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

(イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は市町村長と緊密に連絡し、県又は市の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧等を行って早期に確認できるよう協力すること。

(ウ) 死体の搜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の搜索等に対し、必要な協力を行う。

イ 海上保安部における計画

(ア) 災害により本市周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により搜索を実施する。

(イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、搜索に当たる。

(ウ) 収容した死体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認

に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。

5 動物対策

市は、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者及び警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずるよう要請する。

6 清掃及び障害物の除去

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

（１） 匝瑳市災害廃棄物処理計画

市は、国の「災害廃棄物対策指針（改訂版）」等を踏まえ、令和４年３月に策定した「匝瑳市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適正な廃棄物の処理を行う。

また、本計画は被害想定や地域社会等の変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行っていく。

ア 実施機関

（ア） 災害時における被害地帯の清掃は、市長が行い、環境生活部がこれに当たる。

（イ） 市は、災害等による大量の廃棄物が発生し、市単独で処理が困難な場合は「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」及び「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

イ 廃棄物の収集と処理

（ア） 市における組織体制

災害廃棄物対策組織として、総務（環境生活部）、し尿処理（東総衛生組合）、ごみ処理及びがれき処理（東総地区クリーンセンター（東総地区広域市町村圏事務組合））に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、震災廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

（イ） 廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、種類や性状に応じた中間処理、最終処分量を低減したのち、適正に処分する。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所ごみを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

廃棄物量が多く、東総地区クリーンセンターでの対応に無理が生じる場合や、コンクリートがら等の一般廃棄物処理施設では適正な処理が困難な廃棄物の対応が必要な場合は、近隣市町村や事業者への委託を検討する。

なお、産業廃棄物に該当する物は、事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報する。

e し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、衛生、防疫に十分配慮し、原則として平常時と同様の収集・処理体制を基本とし、東総衛生組合が収集・処理を行う。

なお、災害による損壊等により東総衛生組合において処理できない場合や、処理能力が不足する場合は、県及び他の市町村への応援要請について検討する。

(ウ) 一時集積場所の確保

膨大な量が発生する廃棄物を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であり、災害発生直後に速やかに仮置場を設置する必要があることから、あらかじめ仮置場の候補地を選定しておくことが重要である。なお、仮置場の候補地は多ければ多いほど災害時の初動対応が取りやすくなるため、可能な限り多くの仮置場を確保するよう努める。

ウ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

イ 河川関係障害物除去計画

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

ウ 住宅関連障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

市単独で処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。

- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員又は技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）。

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

市は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について市民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(4) 健康被害の防止対策

平常時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者に指導している。震災後においても、平常時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。

第15節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理（都市部、福祉部、調査部）

災害による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊等による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施する。

1 応急仮設住宅の供与等

災害により住家を滅失した被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

（1） 応急仮設住宅の供与

災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア 実施機関

（ア） 応急仮設住宅の供与は、市長が行い、都市部及び福祉部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

（イ） 市単独で処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

イ 供与の方法

（ア） 民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

（イ） 建設

市域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を建設する。

（2） 被災した住宅の応急修理計画

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷（準半壊）を受け、自己の資力では応急修理ができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（大規模半壊、中規模半壊）した被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

ア 実施機関

（ア） 被災した住宅の応急修理は、市長が行い、都市部がこれに当たる。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

（イ） 市単独で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに具体的な連携のあり方について今後検討していく。

2 被災宅地危険度判定支援体制の整備

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、次の施策を推進する。

市は、災害時において被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の協力体制の下、県へ被災宅地危険度判定士の派遣を要請する等、迅速かつ的確な災害対応を図る。

3 罹災証明書及び被害届出証明申請書兼証明書の交付体制の確立

市は、遅滞なく被災者に罹災証明書及び被害届出証明申請書兼証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や民間団体との協定の締結等、罹災証明書等の交付に必要な実施体制の整備に努める。また、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真及び応急危険度判定の結果等を活用する等、適切な方法により実施するものとする。

県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催する等、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。

第16節 ライフライン関連施設等の応急復旧（総務部、環境生活部、建設部）

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、市民の安定した生活の確保を図る。

1 水道施設

災害時において、八匁水道企業団及び九十九里地域水道企業団は、生活水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。なお、市のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行う。

（1）災害時の活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

（2）応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

（ア）取水、導水、浄水及び配水施設の復旧を優先する。

（イ）主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄する。

ウ 人員の確保

水道事業者間で応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

2 電気施設

（1）非常態勢の組織

災害が発生したとき、東京電力パワーグリッド株式会社は次により、非常災害対策本部を千葉総支社に設置し、非常災害対策支部を各支社に設置する。匝瑳市との連絡窓口は成田支社とする。

（2）災害時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、下記のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

（ア）第一線機関等相互の流用

（イ）現地調達

イ 人員の動員、連絡の徹底

（ア）災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

（イ）社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

なお、建物倒壊により送電することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は送電不能が予想される場合は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、

必要な措置を講じる。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況の把握は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として次によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等から復旧効果等も考慮し行う。

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 一部回線送電不能の主要線路
- d 一部回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関係する送電用変電所
- b 市街地に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

- a 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧する。
- b 災害により被災した電気設備の復旧順位は、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき策定した復旧計画を基本とし、順次復旧にあたる。

ウ 感電事故及び漏電による出火を防止するため、東京電力パワーグリッド株式会社のホームページやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、必要に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ通報すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。

(エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。

(オ) 屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(カ) その他事故防止のための留意すべき事項。

エ 停電が発生した場合、東京電力パワーグリッド株式会社のホームページにおいて、停電復旧情報を発信する。

オ 需要家からの再点検申込み等を迅速かつ適切に処理するため、効率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

3 ガス施設

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、各事業所は、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、次の防災対策を実施する。

(1) 非常災害体制の確立

非常災害対策本部、支部の設置

大規模な非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検を行う。

(ウ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

(ア) 各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 二次災害の発生が起これないことと認められた場合は、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

(ア) 取引先、メーカー等からの調達

(イ) 各支部間の流用

(ウ) 他ガス事業者からの融通

(3) 災害時の広報

ア 災害発生時には

(ア) ガスの栓を全部閉めること。

(イ) ガスボンベのバルブを閉めること。

(ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・ボンベバルブを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

(エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメーター（前面にランプ又は液晶があるメーター）が作動してガスが出ない場合

(ア) グレーのメーターの場合は、マイナスインドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。

(イ) クリーム色のメーターの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。

(ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

- (ア) 共同住宅等（１つのボンベで複数の消費者にガスを供給している場合）の施設で、ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。
- (イ) ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

4 通信施設

(1) 東日本電信電話株式会社

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、東日本電信電話株式会社はその状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される利根川水系等の洪水予報について速やかに市、県へ通報する。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機（器）材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機（器）材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機等の発動準備
- c 非常用可搬型交換装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e ビル建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有する資材、物資の点検
- h 所内、所外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常^{ふくそう}輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の運用

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶及び利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) 株式会社NTTドコモ

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県等の防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は異常^{ふくそう}輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 衛星携帯電話による臨時電話の設置
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、又は利用の制限を行った場合は、広報車・ラジオ・テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容

- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI株式会社

KDDI株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳^{ふくそう}が発生した場合には輻輳^{ふくそう}制御を行い、必要な通信を確保するとともに、市民を対象に「災害伝言板サービス等」による安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳^{ふくそう}が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

(5) 日本郵便株式会社

災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。

ア 災害時における窓口業務の維持を行う。

イ ゆうちょ銀行株式会社の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

エ 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。
なお、取扱局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

オ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又

は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

なお、引受局は全ての郵便局とする。

カ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

5 放送機関

災害が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、風水害情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市の要請による防災情報の伝達に当たる。

6 道路・橋梁

災害が発生した場合、市道管理者として、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定、又は通行の禁止、制限等の措置等利用者の安全策を講ずるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 災害時の応急措置

ア 市（建設部）

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールを実施する。

収集した情報に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

ア 市（建設部）

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。

7 交通施設

(1) 災害時の活動体制

通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 発災時の初動措置

東日本旅客鉄道株式会社の初動措置は次のとおりである。

ア 運転規制の内容

災害が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

(ア) 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 SI 値（カイン）による。

(イ) 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。

(ウ) SI 値が一般区間で 1.2 以上、落石区間で 6 以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。

(エ) SI 値が一般区間で 6 以上 1.2 未満、落石区間で 3 以上 6 未満の場合、3.5 km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

イ 乗務員の対応

- (ア) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のよう
な場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。
- (イ) 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。

ウ その他の措置

- (ア) 旅客誘導のための案内放送
- (イ) 駅員の配置手配
- (ウ) 救出、救護手配
- (エ) 出火防止
- (オ) 防災機器の操作
- (カ) 情報の収集

(3) 乗客の避難誘導方法

ア 駅における避難誘導

- (ア) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないよう誘導
し、避難させる。
- (イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市があらかじめ定めた避難場所の位置、災
害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- (ア) 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。
- (イ) 列車が駅間の途中に停車した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災
その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。
 - a 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。
 - b 特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させ
る。
 - c 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止
を図る。

(4) 事故発生時の救護活動

災害時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動に当たるとともに、非常災害対策規則に基づ
き、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動に当たる。

8 その他公共施設

災害が発生した場合、河川、海岸、漁港及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握
し、各施設の機能確保を図るため、各施設管理機関は応急措置を早急に行うものとする。

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、災害により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と
協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

災害により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、
関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(3) 急傾斜地崩壊防止施設

災害により急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係
機関と協議して必要な応急措置を行う。

第 17 節 ボランティアの協力（総務部、市民部、環境生活部、保健部、福祉部、都市部、調査部、学校教育部、医療部）

風水害等災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

1 災害ボランティアセンターの設置・運営

市及び県は相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握、ボランティアの受入、調整等の体制を確保するよう努めるとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。なお、ボランティア活動と地方公共団体が実施する救助との調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託することができ、災害救助法が適用された被災自治体にあつては、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

（1） 匝瑳市災害ボランティアセンター

ア 発災時、災害応急対応として行うボランティア活動を円滑に実施するため、市は、匝瑳市社会福祉協議会と連携を図り、当該活動を行うために必要な情報や被災者への効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

イ 市は、匝瑳市社会福祉協議会と協議し、必要であると判断した場合において、匝瑳市社会福祉協議会が、匝瑳市災害ボランティアセンターを設置・運営する。また、市は、その運営等に協力するものとする。

ウ 匝瑳市災害ボランティアセンターは、災害ボランティアの募集、受付並びに被災者からのボランティアニーズの把握、ボランティア活動のコーディネート等を実施する。

（2） 千葉県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、県は千葉県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

また、当該センターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、原則、千葉県社会福祉センター内に設置することとし、設置できない場合は、千葉県庁内に設置するものとする。

（千葉県災害ボランティアセンター連絡会）

構成団体は、千葉県社会福祉協議会〔事務局〕、日本赤十字社千葉県支部〔事務局〕、千葉県共同募金会等 16 団体

（3） 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

当該センターの設置場所は、次の表とする。

○広域災害ボランティアセンター（VC）の設置場所

名 称	支援対象地域	設置場所
九十九里広域災害VC	海匝・山武・長生	さんぶの森公園（山武市）

2 災害ボランティアの活動分野

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳及び情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理及び広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等要配慮者の看護及び情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片付け等
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3 災害ボランティアとして協力を求める個人及び団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人及び団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の市民
- イ 被災宅地危険度判定士
- ウ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- エ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部並びに千葉県匝瑳市赤十字奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び県内市町村の社会福祉協議会
- ウ 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO 法人等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

常に災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に、県等が実施する講演会やシンポジウム等の諸行事へ、市民等の参

加を促進することにより、市民等のボランティア意識の醸成を図る。

また、総合防災訓練等にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報し、災害時において、ボランティアの協力が円滑に得られるよう日頃から連携の強化を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内各市町村並びに近隣市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログ等のインターネットでの情報公開により電話等による問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害ボランティアセンターとの連携・協力

災害の状況に応じた、ボランティア活動体制を立ち上げるため、災害ボランティアの募集、受付等は原則として発災後に実施することとし、匝瑳市災害ボランティアセンターが、市及び関係機関と連携を図りながら対応するものとする。

なお、環境生活部は、当該センターとの調整役となる情報連絡員を派遣するものとする。

(1) 専門分野での災害ボランティア活動

専門分野（上記2（1）参照）での活動を希望する個人及び団体については、市の各担当部が受入窓口として対応する。

当該活動の希望を受けた各担当部は、環境生活部を窓口とし、匝瑳市災害ボランティアセンターと連絡・調整を図り、災害ボランティアの需要状況等を考慮した上で、災害活動場所へ派遣する。

活動分野	個人・団体	市受入窓口
医療救護、保健	医師、看護師、薬剤師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士等	医療部（国保匝瑳市民病院） 保健部（健康管理課）
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士	都市部（都市整備課）
外国語通訳、翻訳、情報提供	公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー語学ボランティア、災害時外国人サポーター、匝瑳市国際交流協会	調査部（企画課）
高齢者支援	支援団体	福祉部（高齢者支援課）
障害者支援	支援団体	福祉部（福祉課）
通信、情報連絡	一般社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部	総務部（総務課）

(2) 一般分野での災害ボランティア活動

一般分野（上記2（2）参照）での活動を希望する個人及び団体については、匝瑳市災害ボランティアセンター窓口において受付し、登録する。

また、当該センターで登録した災害ボランティアについては、市内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。

(3) ボランティアニーズの把握

環境生活部は、匝瑳市災害ボランティアセンターと連携の上、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

千葉県災害ボランティアセンターは、被災市町村災害ボランティアセンターとの連絡を密にし情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(4) 各種ボランティア団体との連携

匝瑳市災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部、千葉県災害ボランティアセンター及び独自に活動するボランティア団体・NPO 法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。

6 ボランティア受入体制

(1) 食事、宿泊場所の提供

食事や宿泊場所の確保、手配はボランティア自身で行うことが原則であるが、困難な場合は、必要に応じて環境生活部と匝瑳市災害ボランティアセンターが連携して手配に協力する。

(2) 災害ボランティアセンターの活動拠点の提供等

匝瑳市災害ボランティアセンターの活動拠点については、被災状況やボランティアニーズを考慮した上で、そうさ記念公園を含む市民ふれあいセンター周辺を候補地とする。

市は、必要に応じて当該センターの活動に必要とする設備、資機材等を提供又は貸与する。

(3) 活動費用の負担

災害ボランティアセンターの設置・運営及びボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じて市が負担する。

(4) ボランティア保険

災害ボランティアの活動に伴う事故の発生に対処するため、匝瑳市災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とし、当該保険にはボランティア自身の負担で加入する。

7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等に調整能力等高い専門性が必要である。

そこで、防災関連のボランティア養成研修等、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、発災時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、日頃から連携体制の強化に努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた市民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、市民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

1 被災者に関する支援の情報の提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等、被災者支援の公平で効率的な実施に努める。

県は、被災者台帳を作成する市からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。

2 被災者生活再建支援金

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって市民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

(2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害

(3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額（全壊・解体・長期避難・大規模半壊）	200万円	100万円	50万円
支給額（中規模半壊）	100万円	50万円	25万円

(5) 支援金支給手続き

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い取りまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センターへ提出し、申請書を受理した公益財団法人都道府県センターは交付決定等を行う。（被災者生活支援法人として、公益財団法人都道府県センターが指定されている。）

3 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設又は買取り又は被災者へ転貸するために借上げる。

市が行う災害公営住宅の建設等に対し、知事は適切に指導・支援を実施する。

(2) 市営住宅の空き家の活用

市営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存市営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族、又は重度の障害を受けた者に対して支給される。

(1) 災害弔慰金

ア 対象災害

- (ア) 市内で住居が5世帯以上滅失した災害
- (イ) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- (ウ) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- (エ) 災害救助法が適用された市町村を区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

イ 受給遺族

- (ア) 配偶者、子、父母、孫、祖父母

- (イ) 死亡した者の死亡時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る）

ウ 支給額

- (ア) 生計維持者が死亡した場合 500万円
- (イ) その他の者が死亡した場合 250万円

(2) 災害障害見舞金

ア 対象災害 (1) に同じ

イ 受給者 アにより重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者

ウ 支給額

- (ア) 生計維持者 250万円
- (イ) その他の者 125万円

5 災害援護資金

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付の対象となる被害

- (ア) 世帯主が療養に要する期間が概ね1月以上である負傷を負った場合
- (イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価額の概ね3分の1以上の損害であると認められる場合

イ 帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあつては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

ア 世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合

- (ア) 家財等の損害がない場合 150万円
- (イ) 家財の1/3以上の損害 250万円
- (ウ) 住居の半壊 270万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合 350万円

- (エ) 住居の全壊 350万円

イ 世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合

- (ア) 家財の1/3以上の損害 150万円
- (イ) 住居の半壊 170万円

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場

- 合等特別の事情がある場合 250万円
- (ウ) 住居の全壊((エ)を除く) 250万円
 - ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場
- 合等特別の事情がある場合 350万円
- (エ) 住居の全体が滅失若しくは流失 350万円
- (3) 貸付条件
 - ア 貸付期間 10年(据置期間を含む)
 - イ 据置期間 3年(特別な場合5年)
 - ウ 利子 年3%(据置期間中は無利子)
 - エ 保証人 連帯保証人になること
- (4) 償還方法 年賦償還又は半年賦償還
- (5) 申込方法 各市町村

6 生活福祉資金

- (1) 貸付対象
 - 他の融資制度から借り入れができない低所得者世帯のうち、この資金(災害援護資金)の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯
- (2) 貸付金額 一世帯150万円以内
- (3) 貸付条件
 - ア 据置期間 6月以内
 - イ 償還期間 据置期間経過後7年以内
 - ウ 利子
 - 保証人あり 無利子
 - 保証人なし 年1.5%
 - エ 保証人
 - (ア) 連帯保証人となること。
 - (イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
 - (ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者
- (4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
- (5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ市社会福祉協議会へ申し込む。

7 市災害見舞金

災害救助法の適用を受けない災害については、匝瑳市災害見舞金支給要綱により見舞金を支給する。

【第5編資料編 2 条例・拠点関連 匝瑳市災害見舞金支給要綱】

8 罹災証明書及び被害届出証明申請書兼証明書の交付

- (1) 住家の被災調査
 - 調査部は家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を交付するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(内閣府)等に基づき、家屋の被害認定調査を行う。
 - 火災により焼失した家屋等は、消防組合が消防法に基づき火災調査を行う。

(2) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

ウ リ災世帯・リ災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

(3) 罹災証明書等の交付

ア 調査部及び消防組合は、家屋の被害調査、火災調査の結果に基づき、遅滞なく罹災証明書を交付する。

災害対策本部が設置されていない場合又は廃止された以後については、総務課及び消防組合が担当する。

なお、住家以外の被害等については、被害届出証明申請書兼証明書を交付する。

イ 罹災証明書等の交付は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害について証明する。

ウ 罹災証明書等の交付に当たっては、手数料を徴収しない。

9 生活相談

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
匝瑳市	市役所庁内に被災者のための総合相談窓口を設置するとともに、必要に応じて、各部に個別相談窓口を設置し、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
千葉県	1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため被災地及び避難所において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市町村と緊密な連携を図る。
県警察	1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

10 雇用の維持に向けた事業主への支援

- (1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

11 義援金

県は、大規模な地震災害や風水害等による被災者に対し、県が募集する義援金及び義援金募集团体（日本赤十字社千葉県支部等）に寄託された義援金を、災害義援金配分委員会での決定に基づき、義援金募集团体、市町村と連携しながら、確実・迅速に配分する。

また、市は、必要に応じ自ら募集し被災者に配分するため、義援金の募集、受付、配分等についての計画の策定に努める。

(1) 募集の決定及び周知並びに受付

ア 県が募集する義援金

機関名	内 容
千葉県	1 募集の決定及び周知 災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。 (1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等） (2) 受付窓口 (3) 募集期間 (4) 振込手数料の取扱い (5) 税制上の取扱い (6) 配分方法 2 受付 義援金は出納局で受け付ける。 (※寄附金（見舞金）は防災危機管理部で受け付ける。)

イ 義援金募集团体が募集する義援金

機関名	内 容
義援金 募集团体	1 募集の決定及び周知 県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。 2 受付 関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。 寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。

(2) 配分

機関名	内 容		
千葉県	県及び義援金募集团体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）については、義援金募集团体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。		
	配分基準は、原則として次のとおりとするが、義援金配分委員会が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。		
	【配分基準】		
	配 分 対 象		配 分 比
	人的被害 (配分対象:者)	死者	1 0
		行方不明者（死亡と推定される者）	1 0
		重傷者	5
	住家被害 (配分対象:世帯)	全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）	1 0
		半壊	5
		床上浸水	1
(※ 床上浸水世帯を1とする)			
匝瑳市	県又は義援金募集团体から送付された義援金を、被災者に配分する。		

12 その他の生活確保

機関名	生活確保の取扱い
日本郵便株式会社	災害救助法が発動された場合、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的確に実施する。 - 郵便関係 - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。 - 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。 - 災害時における窓口業務の維持 - 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
労働局	- 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあつせんを図る。 - 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。 - 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 - 巡回職業相談の実施 - 雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
日本放送協会	災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

13 中小企業への融資

経営安定資金の融資対策を講ずる。

(1) 市認定枠

ア 融資対象者

(ア) 激甚災害により被害を受けた者

(イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

イ 融資使途

設備資金、運転資金

ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

- オ 融資利率
年 1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）
- (2) 市認定以外枠
 - ア 融資対象者
知事が指定する災害により被害を受けた者
 - イ 融資使途
設備資金、運転資金
 - ウ 融資限度額
1 中小企業者 8,000万円以内
 - エ 融資期間
設備資金 10年以内、運転資金 7年以内
 - オ 融資利率
年 1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）

14 農林漁業者への融資

令和3年8月1日現在

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天 災 資 金	3.0%以内資金	種苗、肥料、飼料、 労賃、水利費、薬剤、 農機具、家畜又は家 きん、薪炭原木、し いたけほだ木、漁 具、稚魚、稚貝、餌 料、漁業用燃油の購 入、漁船の建造又は 取得、共済掛金（農 業共済又は漁業共 済）の支払い等	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家きんの 購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円) 〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽培、家 畜・家きんの購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災害法に よる特例措置	3.0%以内 (平成10年の 適用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家 畜・家きんの購入 等 原則5年以内)
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の 適用例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の 適用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家 畜・家きんの購入 等 原則5年以内)
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、 労賃、水利費、薬剤、 農機具、家畜又は家 きん、薪炭原木、し いたけほだ木、菌 床、農業共済掛金、 簡易施設復旧資材 等	被害認定額の80%以内で 300万円以下	災害の都度決定 (令和元年の適 用例0%)	5年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧 に要する経費	被害認定額の80%以内で 500万円以下	災害の都度決定 (令和元年の適 用例0%)	6年以内 (据置2年以内)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県 単 漁 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、 飼料、燃料、労賃、 漁業共済掛金、簡易 施設復旧資材等	被害認定額の８０％以内で ３００万円以下	災害の都度決定 (令和元年の適 用例０％)	５年以内
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の 復旧に要する経費	被害認定額の８０％以内で ５００万円以下	災害の都度決定 (令和元年の適 用例０％)	６年以内 (据置２年以内)
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保 全又は利用上必要 な施設の復旧	当該年度に負担する額	変動 (毎月見直し)	２５年 (据置１０年以内)
	農林漁業 セーフティネット資金	災害により必要と する経営再建費、収 入減補填費等	６００万円(特認年間経営費 等の６／１２以内)	〃	１０年 (据置３年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地 の復旧 災害による林道の 復旧 災害による樹苗養 成施設の復旧	８０～９０％以内 ８０％以内 ８０％以内	〃	３０年 (据置２０年以内) ２０年 (据置３年以内) １５年 (据置５年以内)
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤 岸壁等施設、漁場、 水産種苗生産施設 の復旧	８０％以内	〃	２０年 (据置３年以内)
	漁船資金	災害に係る漁船の 復旧等	１隻当たり４億５千万円 (特認１１億)又は、借入者負 担額の８０％以内のいずれ か低い額	〃	１２年 (据置２年以内)

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円(特認600万円、漁船1,000万円～11億円) 又は負担する額の80%のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年 (据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)

第2節 ライフライン関連施設等の復旧対策

上水道・電気・ガス・通信等の施設及び農林業用施設また道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

ア 施設の耐震化を図る。

イ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。

ウ 市の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

ア 漏水調査を実施する。

イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

この場合は次の点に留意する。

(ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。

(イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、市民への広報、保安対策に万全を期する。

2 電気施設

原則として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度等から復旧効果等も考慮し行う。

(1) 送電設備

送電線路の復旧順位は、次のとおりである。

ア 全回線送電不能の主要線路

イ 全回線送電不能のその他の線路

ウ 一部回線送電不能の重要線路

エ 一部回線送電不能のその他の線路

(2) 変電設備

ア 主要幹線の復旧に係る送電用変電所

イ 重要施設に供給する配電用変電所

(3) 通信設備

ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線

イ 保守用回線

ウ 業務用回線

(4) 配電設備

ア 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に復旧する。

イ 災害により被災した電気設備の復旧順位は、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき策定した復旧計画を基本とし、順次復旧にあたる。

3 LPガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するよう慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 供給施設の復旧

ガスの供給を一時若しくは一部停止した場合は、施設の点検・補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造・供給を再開する。

(2) 需要家設備の復旧

ア 閉栓確認作業

イ 被災地域の復旧ブロック化

ウ 復旧ブロック化内巡回点検作業

エ 復旧ブロック化内の漏えい検査

オ 内管検査及び内管の修理

カ 点検・燃焼試験

キ 開栓

(3) 再供給時事故防止措置

ア 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

イ 需要家施設（供給設備、消費設備）

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4 通信施設

東日本電信電話株式会社における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。

【重要通信を確保する機関の順位】

順 位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

※電気通信サービス：電話サービス、総合ディジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

5 農林・水産業施設

（1）農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用排水施設

（ア）用排水路等の破壊、決壊で、これを放置すると地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（イ）用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

イ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

（2）林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは、次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 治山施設

治山施設（地すべり防止施設を含む。）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

6 公共土木施設

(1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路附属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

(2) 河川、海岸及び急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸及び急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

(ア) 堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの

(イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの

(ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

(エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

(オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

(ア) 防波堤の決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

(イ) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの

(ウ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

(エ) 護岸、水門の全壊又は決壊で、これを放置した場合には著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定（財政部、建設部、都市部、産業部）

市は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚法の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

1 激甚災害に関する調査

（1）市

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

（2）県

ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

イ 前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

ウ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめ、庁議に付議するものとする。

エ 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

2 特別財政援助額の交付手続等

（1）市

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

（2）県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続きその他を実施するものとする。

第4節 災害復興

1 体制の整備

市は、市民の生活や地域の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

東日本大震災では、千葉県において初めて災害復旧・復興本部を設置した。

市は、東日本大震災の復旧復興に係る教訓等を踏まえ、災害復旧・復興本部の役割等について、研究する。

2 災害からの復興に関する基本的な考え方

国、県、市等の行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）こと等、地域住民、企業、団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

東日本大震災は、被害が甚大であったことから、千葉県は、単なる原状回復である「復旧」とどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こり得る首都直下地震等の大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めることとする。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

3 想定される復興準備計画

次の復興計画を実効ある内容と市民の立場に立ったよりよいものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。この復興調査についても検討が必要であり、平成23年3月に発生した東日本大震災では、津波により太平洋岸の地域が、液状化により東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地が大きな被害を受ける等、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要となった。

また、各計画は、相互に関連しており、より効果的な復興を目指すためにも、事前に各方面からの研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

（1）くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策等の被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識等健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

（2）都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市（地域）社会の継続の必要性和都市（地域）機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と市民とが協働した都市計画の策定を目指す。都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

(3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設等、多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、全てにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。

その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用等による財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供等の措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

市の重要な産業である観光、農業、漁業等においても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝等産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討

今後起こり得る大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、次の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化及び充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持若しくは増進、心のケア又は地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害時の児童生徒等に対する支援の充実

(4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 匝瑳市産農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生と発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
 - イ 観光業の再生
 - ウ 就労支援及び雇用創出の推進
- (6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり
- ア 安全なまちづくりの推進
 - イ 公共土木施設の防災機能の強化
 - ウ 交通ネットワークの機能強化
 - エ 上水道施設等ライフラインの機能強化